

令和 6 年 第 4 回
別海町議会定例会会議録

至 令和 6 年 12 月 13 日

別海町議会

別海町議会会議録

第1号（令和 6年12月 9日）

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員会報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | | 諸般の報告 |
| 日程第 5 | | 行政報告 |
| 日程第 6 | | 提出案件の概要説明 |
| 日程第 7 | 承認第 4号 | 専決処分した事件の承認について（令和6年度別海町一般会計補正予算（第3号）） |
| 日程第 8 | 議案第69号 | 令和6年度別海町一般会計補正予算（第4号） |
| 日程第 9 | 議案第70号 | 令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第10 | 議案第71号 | 令和6年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第11 | 議案第72号 | 令和6年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第12 | 議案第73号 | 令和6年度町立別海病院事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第74号 | 令和6年度別海町水道事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第14 | 議案第75号 | 令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第76号 | 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第77号 | 別海町地域会館及び運動広場条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第78号 | 別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第79号 | 別海町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第80号 | 別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第81号 | 別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第82号 | 工事請負契約の締結について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事） |

日程第 2 2	議案第 8 3 号	工事請負契約の締結について（中西別上風連線改良舗装工事）
日程第 2 3	議案第 8 4 号	工事請負契約の締結について（新源泉井掘削工事）
日程第 2 4	議案第 8 5 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（地域会館及び福祉施設）
日程第 2 5	議案第 8 6 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町営畜牛育成牧場）
日程第 2 6	議案第 8 7 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町交流館）
日程第 2 7	議案第 8 8 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（尾岱沼ふれあいキャンプ場）
日程第 2 8	議案第 8 9 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（尾岱沼漁港コミュニティセンター）
日程第 2 9	議案第 9 0 号	公の施設に係る指定管理者の指定について（野付半島ネイチャーセンター）
日程第 3 0	議案第 9 1 号	第 7 次別海町総合計画の変更について
日程第 3 1	同意第 2 号	別海町教育委員会委員の任命について
日程第 3 2	報告第 1 0 号	専決処分の報告について（町道上春別原野 5 4 線舗装修繕工事）
日程第 3 3	報告第 1 1 号	専決処分の報告について（町道泉川第 1 地区零号線改良舗装工事）
日程第 3 4	報告第 1 2 号	専決処分の報告について（町道上風連地区 1 号線改良舗装工事）
日程第 3 5	報告第 1 3 号	専決処分の報告について（根室中部 3 号主要幹線改良舗装工事）
日程第 3 6	報告第 1 4 号	専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員会報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4		諸般の報告
日程第 5		行政報告
日程第 6		提出案件の概要説明
日程第 7	承認第 4 号	専決処分した事件の承認について（令和 6 年度別海町一般会計補正予算（第 3 号））
日程第 8	議案第 6 9 号	令和 6 年度別海町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第 9	議案第 7 0 号	令和 6 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 0	議案第 7 1 号	令和 6 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 1 1	議案第 7 2 号	令和 6 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1

		号)
日程第12	議案第73号	令和6年度町立別海病院事業会計補正予算(第2号)
日程第13	議案第74号	令和6年度別海町水道事業会計補正予算(第2号)
日程第14	議案第75号	令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算(第2号)
日程第15	議案第76号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第16	議案第77号	別海町地域会館及び運動広場条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第78号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第79号	別海町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第80号	別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第81号	別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第82号	工事請負契約の締結について(根室中部3号主要幹線改良舗装工事)
日程第22	議案第83号	工事請負契約の締結について(中西別上風連線改良舗装工事)
日程第23	議案第84号	工事請負契約の締結について(新源泉井掘削工事)
日程第24	議案第85号	公の施設に係る指定管理者の指定について(地域会館及び福祉施設)
日程第25	議案第86号	公の施設に係る指定管理者の指定について(別海町営畜牛育成牧場)
日程第26	議案第87号	公の施設に係る指定管理者の指定について(別海町交流館)
日程第27	議案第88号	公の施設に係る指定管理者の指定について(尾岱沼ふれあいキャンプ場)
日程第28	議案第89号	公の施設に係る指定管理者の指定について(尾岱沼漁港コミュニティセンター)
日程第29	議案第90号	公の施設に係る指定管理者の指定について(野付半島ネイチャーセンター)
日程第30	議案第91号	第7次別海町総合計画の変更について
日程第31	同意第2号	別海町教育委員会委員の任命について
日程第32	報告第10号	専決処分の報告について(町道上春別原野54線舗装修繕工事)
日程第33	報告第11号	専決処分の報告について(町道泉川第1地区零号線改良舗装工事)
日程第34	報告第12号	専決処分の報告について(町道上風連地区1号線改良舗装工事)

日程第35 報告第13号 専決処分の報告について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）

日程第36 報告第14号 専決処分の報告について（中西別上風連線改良舗装工事）

○出席議員（16名）

1番	市川聖母	2番	吉田和行
3番	高橋眞結美	4番	伊勢徹
5番	貞宗拓雄	6番	宮越正人
7番	横田保江	8番	田村秀男
9番	小椋哲也	10番	外山浩司
11番	今西和雄	12番	松原政勝
13番	中村忠士	14番	佐藤初雄
副議長	15番 戸田憲悦	議長	16番 西原浩

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	曾根興三	副町長	浦山吉人
教育長	相澤要	代表監査委員	竹中仁
監査委員	斉藤雅美	選挙管理委員会委員長	永田雅夫
農業委員会会長	信夫重勝	総務部長	伊藤輝幸
福祉部長	干場みゆき	保健生活部長	小川信明
産業振興部長	佐々木栄典	建設水道部長	外石昭博
教育部長	宮本栄一	会計管理者	入倉伸顕
病院事務長	三戸俊人	農業委員会事務局長	川畑智明
監査委員事務局長	竹中利哉	総務部次長	寺尾真太郎
福祉部次長	谷村将志	産業振興部次長	小野武史
建設水道部次長	新堀光行	建設水道部次長	田畑直樹
生涯学習センター長	他 福原義人	総務課長	寺尾真太郎
情報広報課長	山田哲哉	防災・基地対策課長	岩口裕昭
総合政策課長	松本博史	財政課長	角川具哉
税務課長	松田勝広	西春別支所長	他 小村茂
尾岱沼支所長	他 大坂恒夫	福祉課長	石戸谷友絵
介護支援課長	高橋勇樹	老人保健施設事務長	渡辺久利
町民課長	谷村将志	生活環境課長	上田健一
農政課長	皆川学	商工観光課長	掘込美穂
水産みどり課長	小野武史	管理課長	田畑直樹
建築住宅課長	廣島静治	事業課長	佐竹和仁
上下水道課長	新堀光行	病院事務課長	棧木直人
学務・スポーツ課長	他 齋藤陽	学校教育課長	他 池田卓也
指導参事	瀬川航平	生涯学習課長	木戸口誠
図書館長	他 堺啓	総合政策課主幹	佐藤貴也

財 政 課 主 査 浦 部 裕美子

商工観光課主査 松 本 芳 樹

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 干 場 富 夫

主 幹 木 幡 友 哉

○会議録署名議員

1 2 番 松 原 政 勝

1 3 番 中 村 忠 士

1 4 番 佐 藤 初 雄

◎議長挨拶

○議長（西原 浩君） おはようございます。

令和６年第４回定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、年末を控え公私御多忙のところ御出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

今年１年を振り返りますと、本年１月に小説家河崎秋子さんの直木賞受賞、そして、別海高等学校野球部の春の選抜高校野球大会出場決定の朗報が、本町の今年スタートの大きな出来事でありました。

このことは、目標を持ち日々の努力を積み重ね、そして、それを継続することの大切さを改めて教えてくれました。

また、町を代表するイベントにおいては、尾岱沼えびまつりや西別川あきあじまつりは、水産資源の減少等から残念ながら開催には至りませんでした。別海町産業祭、そして別海町パイロットマラソンは、多くの方の御支援により盛会に開催されましたことは、大変喜ばしく、関係する全ての皆様に改めて感謝を申し上げる次第でございます。

さて、本町では、人口減少や少子高齢化に加え、社会保障対策、産業の振興施策など、様々な行政課題の解決に向け、総合計画のもと、新年度の予算編成作業が急ピッチで進められていることと思います。

議会といたしましても、行政と十分に意思疎通を図りながら、建設的な議論を行い、地域振興策の推進に一層努めなければならないと改めて思うところであります。

そのためにも、私どもは、町民の負託に応えるべく、昨年策定した第３期別海町議会活性化計画の基本理念である、住民参加と情報共有を議会運営の基本とし、職務に邁進し、町政の健全な発展と住民福祉の増進に寄与すべく、議員全員で力を合わせ取り組んでまいります。

その取組の一つとして、先月には町内４地区で地域めぐり懇談会を開催し、テーマを、少子高齢化時代に対応する交通手段の確保、医師・医療対策、ふるさと交流館を活用した観光振興対策などについて、地域ごとの課題や御意見をいただきました。

今後の議会活動の中で、町政の発展につながるように、町行政と意見を交わしていきたいと思っております。

また、当議会が、一般質問の磨き上げを目的に開催している一般質問検討会議は、全道・全国から視察に訪れる議会も増え、その取組にも注目をいただいているところであります。

今後もよりよい議論ができるよう、さらに充実した取組にしていきたいと考えておりますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたします。

本日から開会する第４回定例会に提出される議案につきましては、後ほど説明がありますが、議員各位におかれましては、心は厚く、されど冷静な判断のもと、円滑な議事を進められ、議会本来の権限を十分に発揮し、適正で妥当な議決に至りますようお願い申し上げます。

師走を迎え、一段と冷え込みが厳しくなり、いよいよ冬本番となつてまいりましたが、議員各位には、御自愛の上、諸般の議事運営の御協力を賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎開会宣告

○議長（西原 浩君） 会議に入ります前に申し上げます。

今会期中は、報道関係者の写真撮影とパソコンの使用を許可しております。

庁舎内は、ナチュラル・ビズ・スタイル、年間を通した働きやすい服装が実施されております。

議場内においても、ネクタイを着用しないことを許可しておりますので、申し上げます。

また、議場内において、体調管理のために必要な水分の補給を許可しておりますので、併せて申し上げます。

ただいまから、令和6年第4回別海町議会定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において指名いたします。

12番松原議員。

○12番（松原政勝君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上3名を指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（西原 浩君） 日程第2 議会運営委員長から委員会の協議概要について報告があります。

なお、本件は、報告のみであります。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（小椋哲也君） はい。

11月26日及び12月2日に開催いたしました議会運営委員会で、第4回定例会に関わる運営等について協議をいたしましたので、その内容について報告申し上げます。

第4回定例会に町側から提出されております案件は全部で30件であります。

内容は、令和6年度各会計補正予算7件、条例の一部改正が6件、工事請負契約締結が3件、公の施設に係る指定管理者の指定が6件、第7次別海町総合計画の変更が1件、令和6年度一般会計補正予算に係る専決処分の承認が1件、別海町教育委員会委員の任命が1件、工事請負契約に係る専決処分の報告が5件であります。

これら提出案件のうち、各会計補正予算の7件を除いては、委員会への付託は省略し、本会議において、質疑、討論、採決すべきものとして、令和6年度各会計補正予算につい

ては、予算決算審査特別委員会に付託して慎重な審査をすべきものと決定いたしました。

また、令和6年度各会計補正予算7件と、工事請負契約に係る専決処分の報告5件については、関連がありますので、それぞれ一括議題とすることに決定しました。

なお、工事請負契約に係る専決処分の報告につきましては報告のみであります。

次に、会期及び議事日程であります。

第4回定例会の会期は、12月9日から12月13日までの5日間とし、初日には、町長提出議案のうち先議の申出がありました、承認第4号専決処分した事件の承認について、令和6年度別海町一般会計補正予算（第3号）の内容説明、質疑、討論採決を行い、その後、先議以外の町長提出議案である議案第69号から第91号と、同意第2号の24件について、内容説明と質疑を行うこととしました。

2日目は、一般質問を行い、3日目と4日目は休会とします。

3日目は、令和6年度各会計補正予算の審査のため、予算決算審査特別委員会を開催し、予算決算審査特別委員会終了後に、広報・広聴常任委員会を開催します。

4日目は、総務文教常任委員会、福祉医療常任委員会、産業建設常任委員会をそれぞれ開催します。

5日目最終日は、第3回定例会で付託された令和5年度各会計決算認定を含めた、付託案件の審査結果の報告と、決算認定を含めた、町長提出議案の討論、採決を行い、その後、議員発議案件等の内容説明、質疑、討論、採決を行うこととして決定しました。

次に、一般質問であります。

通告を受理しております一般質問は、田村議員、中村議員、伊勢議員、高橋議員、宮越議員、市川議員の6名で、全員が一問一答方式であります。

質問の順番は、会議規則等運用規程に基づき、通告順に行うこととしました。

議員各位、理事者におかれましては、効率的な議会運営と活発な政策議論となるよう、町民に分かりやすい簡明かつ明確な質問や答弁に配慮されますようお願い申し上げます。

次に、請願、陳情についてであります。

請願、陳情等に係る対応については慎重に協議いたしました。

その結果は、お手元に配付のとおりであります。

陳情等の写しは議員控室で閲覧できますので、賛同される議員は、議員発議により提出願います。

次に、議員発議案件であります。

現在予定されております議員提出案件は、1件であります。

内容は、別海町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを、私、小椋から提出するもので、定例会最終日に提案することになっております。

最後に、反問権、発言の機会の付与についてですが、町長ほか職員が、議長の許可により、議員の質問に対して、論点を明確にするためのもので、議会での議論が活性化し、議論のポイントを町民の皆様に分かりやすくするために導入したものであります。

町長をはじめ、執行機関並びに議員各位には、その趣旨を十分御理解いただきますようお願いいたします。

以上で、議会運営委員会で協議しました内容の報告といたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（西原 浩君） 日程第3 会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から１２月１３日までの５日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から１２月１３日までの５日間と決定いたしました。

◎日程第４ 諸般の報告

○議長（西原 浩君） 日程第４ 諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第５ 行政報告

○議長（西原 浩君） 日程第５ 行政報告を行います。

町長。

○町長（曾根興三君） おはようございます。

本日、令和６年第４回の町議会定例会を招集させていただきました。

議員の皆様方におかれましては、師走となり大変お忙しい中、全員の御出席を賜りましたことを感謝申し上げます。

ありがとうございます。

定例会開会に当たりまして、行政報告を申し上げます。

師走に入りまして本格的な降雪の時期を迎えておりますけれども、本年度の除雪体制につきましては、先月までに２６業者と契約を締結しまして、町有車と民有車、これらを合わせて８０台の除雪体制を整えました。

今年の冬は、ラニーニャ現象の影響によりまして、西高東低の気圧配置が強まりまして、例年よりも降雪が多くなるとの予想がなされておりますけれども、冬期交通の安全を確保し、町民生活、産業活動に支障を来さぬよう、しっかり努めていきたいと考えております。

それではここから、産業の動向についてでございます。

酪農畜産の情勢ですけれども、町内の生乳生産量は、本年１月から１０月末までに４０万９、０００トン、これは対前年比で１０２．６％となっております。

また、生産額で申し上げますと、４９４億円、これは、乳価が値上がりしたこともありまして、対前年比で１１１．７％となっております。

乳量は、昨年度と比べると堅調とはなっておりますけれども、昨年の猛暑の影響による受胎の遅れによりまして、現状は、目標数量を下回って推移している状況でございます。

乳価につきましては、生産コスト上昇などによりまして、乳価が引き上げられまして、１キロ当たり過去最高の１１７円となりました。

次年度の生乳生産目標数量は、前年度当初計画比０．２％増ということで、４０３万８、０００トンと決定したところでございますけれども、生産資材の高止まりや今後の生乳の需要動向は、これは大変不透明な点が多く、脱脂粉乳等の在庫を含めて、需給の課題が引き続き懸念されておりました。酪農情勢を取り巻く環境は大変厳しさを増している状況にあることから、今後も動向をしっかりと注視し、対応を図っていくことが必要だと考えております。

続いて、本年度の牧草の収穫状況についてでございますけれども、気温が高い日が続いたこともありまして、一番草が平年よりも5日早く、二番草も平年より1日早いという収穫を終えております。

収量では、10アール当たり、一番草が2,194キログラム、二番草が1,255キログラム、両方合わせまして、10アール当たり3,449キログラムと、平年と比べて95.1%の収量となっております。

また、飼料用のトウモロコシの収量ですけれども、10アール当たり、露地栽培で5,740キログラム、平年比では101.0%ということで、適期を逃すことなく、無事収穫ができたという状況です。

なお、生乳生産農家戸数でございますけれども、12月1日現在で21戸が離脱し、2戸が新規就農したことから、総量で551戸となっております。

次に水産業の状況です。

本町の大宗漁業であります秋サケ漁は、11月21日で操業を終えましたけれども、本年も、川への遡上数の確保、また、資源確保という観点で、自主規制により網入りを10日ほど遅らせた漁となりました。

漁獲数量は、野付漁協が対前年比92.6%、量で言いますと1,255トン、別海漁協が前年比で65.1%、これは数量で言いますと342トン、町全体では、前年比84.9%、総量で1,597トン、減っておりますけれども、金額では125.3%、額で15億7,732万円、これは、昨年を上回ってはおりますけれども、数量で大きく下回っているということで、記録的な不漁となった令和2年と令和3年に次ぐ少なさであるということで、漁期を終えました。

町としましても、漁業資材価格の高止まりに加えまして、長引く不漁の影響などを考慮しまして、魚家経営の安定のために、さらなる追加支援が必要であると判断をしているところでございます。

また、ホッカイシマエビ漁につきましては、昨年の秋漁は、資源保護のために禁漁となりましたが、今年は10月25日から11月7日まで操業しまして、漁獲数量は3.3トン、金額では2,470万円となりました。

なお、春漁と合わせた実績では、漁獲数量は対前年比、昨年は漁の中止もありましたけれども、比較しまして124.4%、数量で14.6トン、金額では、対前年比132%で、額で9,728万円となったところでございます。

ただこれは、昨年があまりにも少な過ぎたんで、増えたという実感はあまり持っていません。

本年11月末現在の町全体の水揚げ量現況につきましては、数量では、対前年比86%、量的に言いますと、1万7,280トン、金額では89.3%、額でいきますと、69億547万円となりました。

5月まで操業していたホタテ漁が、しけや流氷の影響から、連続した操業がなかなかできなかったこと、それや、今期の漁場が、中期的には資源量が少ない年に当たるというようなことから、減少の大きな原因となっております。

なお、12月1日からは、冬期ホタテ漁が始まっていますが、これからの歳末商戦を控えて、今後の価格情勢に大いに期待はしているところでございますけれども、今現在あまりにも高過ぎるという懸念も持っております。

次に、商工業と観光についてです。

1 1 月末現在の主な中小企業振興事業の実施状況でございます。

開業支援・経営拡大助成等を目的としました起業家の支援事業、これは起こす業ですが、起業家の支援事業が5件、これは昨年と比較して1件増えております。

また、町内建設業業者の受注機会確保を目的としました地域貢献中小企業支援事業、これは42件で、昨年と比較しまして、10件ほど増えております。

商店街活性化を目的としました、にぎわい商店街創造事業、これは6件の申込みでありまして、これは昨年と同数でございます。

次に観光ですけれども、10月末までの観光客は、入り込み数は28万7,920人、前年同期に比べまして2万9,151人減少となっております。

町内の3大イベントのうち、産業祭は55回記念ということがあり、昨年度を上回る入り込み数となりましたけれども、先ほど議長の挨拶もありました、えびまつり、あきあじまつりが開催中止となりまして、このことが入り込み客数の減少の大きな要因になっていると考えております。

今後は、昨年にも好評でありました、冬期間の観光資源であります、氷平線のツアー、それやアイスマラソン等が予定されておりますので、期待を持っているところでございます。

続いて、2点ほど報告を申し上げます。

初めに町立学校の統合についてでございます。

令和6年9月に西春別地区から、西春別小学校・中学校を上西春別小学校・中学校への統合をしてほしいという旨の要請を受けまして、検討を進めていたところでございます。

令和6年10月31日開催の別海町総合教育会議におきまして、協議の結果、令和8年4月1日から西春別学区を上春別学区に統合する方向性が確認されました。

統合まで残すところ1年となりますけれども、しっかりと準備をしておりますので、議員の皆様方におかれましては、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、根室管内1市4町と、台湾野鳥保育協会によりまして、野鳥に関する観光保護教育に関する協定を締結したところでございます。

第3回定例会の閉会挨拶でも申し上げましたけれども、昨年、根室管内の町村会の町長行政視察研修、これで台湾を訪問いたしました際に、そのときお会いしました協会の方々との御縁によりまして、本協定を10月26日、台湾で締結いたしました。

私は他の公務のために、締結式には出席ができませんでしたが、本協定に基づきまして、具体的な活動については、議会に対しても随時御報告をしておりますとともに、根室管内と台湾の新たな関係構築の第一歩になることを期待しております。

インバウンドにつながっていればと、そんな期待を持っております。

以上をもちまして、行政報告とさせていただきます。

◎日程第6 提出案件の概要説明

○議長（西原 浩君） 日程第6 提出案件の概要について説明があります。

○副町長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（浦山吉人君） はい。

それでは、本定例会に提出をいたしました議案等について、その概要を説明させていただきます。

なお、提案理由につきましては、議案等が上程された際に、詳細を説明させていただきますので、私からは、概略の説明とさせていただきます。

提出いたしました案件は、議案が２３件、承認が１件、同意が１件、報告が５件です。

議案第６９号は、一般会計補正予算です。

堅調に推移をしております、ふるさと応援寄附金に係る事業費の増のほか、前年度末での医師の退職に伴う収益減の影響などにより、病院事業に経営支援を行う地域医療体制維持確保特別対策事業や、秋サケ不漁対策として、支援内容を拡充する、秋サケ漁業持続化支援事業など、５３億９,６００万円を増額補正するものです。

議案第７０号は、国民健康保険特別会計補正予算で、前年度繰越金の計上のほか、経費の精査により、８０万円を増額補正するものです。

議案第７１号は、介護サービス事業特別会計補正予算で、前年度繰越金の計上のほか、町立別海病院と兼務する医師に係る負担金の精査などにより、１,０００万円を増額補正するものです。

議案第７２号は、後期高齢者医療特別会計補正予算で、前年度繰越金の計上のほか、経費の精査により、３０万円を増額補正するものです。

議案第７３号は、町立別海病院事業会計補正予算で、入院及び外来収益の減を一般会計からの負担金等で補う病院事業収益の組替えのほか、支出額の精査により、総体で減額補正を行うものです。

議案第７４号は、水道事業会計補正予算で、職員の会計間異動に伴い、一部の給与費に不足が見込まれる増額の一方、一般会計経由で実施をする配水池の改修や、計装設備更新事業費の減額変更に伴い、総体で減額補正をするものです。

議案第７５号は、下水道等事業会計補正予算で、職員の会計間異動に伴い、一部の給与費に不足が見込まれる増額の一方、社会資本整備総合交付金の減額による事業費の精査など、総体で減額補正を行うものです。

議案第７６号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定は、刑法等の一部を改正する法律の公布に伴い、関係する五つの条例を一括改正しようとするものです。

議案第７７号別海町地域会館及び運動広場条例の一部改正は、西春別風連会館の用途廃止に伴い、所要の改正を行うものです。

議案第７８号別海町国民健康保険税条例の一部改正は、令和１２年度全道統一保険税率に向けた段階的な保険税改定に伴い、また、本町における国保会計の運営維持のため、令和７年度課税分から、所得割額の率、均等割額及び平等割額等の改定を行いたいとするものです。

議案第７９号別海町立認定こども園設置条例の一部改正は、令和６年度末をもって認定こども園中西別幼稚園が閉園となることに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第８０号別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部改正は、厚生労働省令の公布に伴い、地域包括支援センターにおける資格職配置の柔軟化について、基準が見直されたことから、所要の改正を行うものです。

議案第８１号別海町立学校設置条例の一部改正は、令和６年度末をもって中西別小学校及び中西別中学校が閉校となることに伴い、所要の改正を行うものです。

議案第８２号から議案第８４号までの３件は、工事請負契約の締結についてで、１１月

28日に入札を行った工事のうち、予定価格が1件5,000万円を超えるものについて、議会の議決を求めるものです。

議案第85号から議案第90号までの6件は、公の施設に係る指定管理者の指定についてです。

令和7年3月31日をもって指定管理期間が満了する地域会館及び福祉施設、別海町営畜牛育成牧場、別海町交流館、尾岱沼ふれあいキャンプ場、尾岱沼漁港コミュニティセンター、野付半島ネイチャーセンターについて、令和7年4月1日から、引き続き指定管理者による管理とするため、議会の議決を求めるものです。

議案第91号第7次別海町総合計画の変更については、計画の策定から5年が経過し、中間時点において、時代の変化を踏まえた計画内容の見直しを行うとともに、これまで別に策定をしていた、まち・ひと・しごと創生法に基づく総合戦略と一体化させ、一貫したまちづくりへの取組と効果的な進捗管理を実施するため、別海町議会基本条例に基づき、総合計画の変更について、議会の議決を求めるものです。

承認第4号専決処分をした事件の承認については、10月27日に執行された衆議院議員選挙に関連する経費について、補正予算を専決処分したので、議会に報告し承認を求めるものです。

同意第2号は、別海町教育委員会委員の任命についてです。

令和7年2月15日をもって、教育委員会委員1名が任期満了となるため、引き続き、同委員を委任いたしたく、議会の同意を求めるものです。

最後に、報告第10号から報告第14号、専決処分の報告についての5件は、工事請負契約の一部を変更する必要が生じ、専決処分を行ったことから、その内容について報告をするものです。

以上で提出いたしました議案の概要説明とさせていただきます。

御審議の上、御決定を賜りますようお願いを申し上げます。

◎委員会付託省略の議決

○議長（西原 浩君）　ここでお諮りします。

本定例会に提出されております議案第76号から議案第91号までの16件及び承認第4号と同意第2号の合わせて18件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君）　異議なしと認めます。

したがって、議案第76号から議案第91号までの16件及び承認第4号と同意第2号の合わせて18件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第7 承認第4号

○議長（西原 浩君）　日程第7 承認第4号専決処分した事件の承認について（令和6年度別海町一般会計補正予算（第3号））を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君）　はい、議長。

○議長（西原 浩君）　財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

承認第4号の内容説明をいたします。

議案の31ページをお開きください。

専決処分した事件の承認についてです。

本専決処分につきましては、去る10月27日に執行されました、第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官の国民審査に係る費用について、10月9日付けで、予算補正を行いましたので、地方自治法第179条第1項の規定により報告し、承認を求めるものです。

専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

令和6年度別海町一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により別冊のとおり専決処分する。

令和6年10月9日、別海町長曾根興三。

内容につきましては、別冊にて御説明いたします。

承認第4号別冊、別海町一般会計補正予算書（補正第3号）の1ページをお開きください。

令和6年度別海町一般会計補正予算（第3号）。

令和6年度別海町一般会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,110万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ301億4,940万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で、補正額の欄で申し上げます。

初めに、歳入です。

16款道支出金、3項で1,110万円の増。

歳入合計で1,110万円の追加です。

次に、歳出です。

2款総務費、4項で1,110万円の増。

歳出合計で1,110万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ301億4,940万円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書ですが、1の総括は省略させていただき、2の歳入から説明いたします。

5ページをお開きください。

2の歳入です。

目の欄の補正額で説明いたします。

16款道支出金、3項1目総務費委託金1,110万円の増は、衆議院議員選挙に係る委託金です。

7ページをお開きください。

次に、3の歳出です。

こちらも目の欄の補正額で説明いたします。

2 款総務費、4 項 3 目衆議院議員選挙費 1,110 万円の増は、10 月 27 日に行われた衆議院議員選挙に係る経費を追加したものです。

なお、本補正に伴い、予算資料を併せて配付しておりますが、これまでの説明と内容が重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

以上で承認第 4 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 承認第 4 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

これから討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第 4 号は原案のとおり承認されました。

◎日程第 8 議案第 69 号から日程第 10 議案第 71 号

○議長（西原 浩君） 日程第 8 議案第 69 号令和 6 年度別海町一般会計補正予算（第 4 号）、日程第 9 議案第 70 号令和 6 年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 10 議案第 71 号令和 6 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第 2 号）、日程第 11 議案第 72 号令和 6 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）、日程第 12 議案第 73 号 令和 6 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 2 号）、日程第 13 議案第 74 号令和 6 年度別海町水道事業会計補正予算（第 2 号）、日程第 14 議案第 75 号令和 6 年度別海町下水道等事業会計補正予算（第 2 号）の 7 件については、別海町議会会議規則第 37 条の規定により一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この 7 件の補正予算については、予算決算審査特別委員会に付託し、詳細な審査をしたと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは初めに、議案第 69 号令和 6 年度別海町一般会計補正予算（第 4 号）の説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第 69 号の内容説明をさせていただきます。

別冊の令和 6 年度別海町一般会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

令和 6 年度別海町一般会計補正予算（第 4 号）。

令和 6 年度別海町一般会計補正予算（第 4 号）は次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ53億9,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ355億4,540万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条、債務負担行為の補正。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条、地方債の補正。

地方債の変更・廃止は、「第3表 地方債補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正で、補正額の欄で申し上げます。

まず、歳入です。

1款町税、1項で4,699万1,000円の増。

9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で66万4,000円の減。

13款分担金及び負担金、2項で156万円の増。

14款使用料及び手数料、1項で205万2,000円の減。

15款国庫支出金、1項から3項で2,711万4,000円の増。

16款道支出金、2項で627万4,000円の増。

17款財産収入、1項で268万3,000円の増。

18款寄附金、1項で50億2,000万円の増。

19款繰入金、1項で3億6,700万7,000円の増。

21款諸収入、15項で3,858万7,000円の増。

22款町債、1項で1億1,150万円の減。

歳入合計で53億9,600万円の追加です。

3ページにお進みください。

歳出です。

2款総務費、1項から4項及び6項で、51億3,271万1,000円の増。

3款民生費、1項と2項で4,702万9,000円の増。

4款衛生費、1項と3項で2億2,969万7,000円の増。

6款農林水産業費、1項から4項で3,125万6,000円の減。

7款商工費、1項で758万7,000円の減。

8款土木費、1項と2項及び4項で8,654万円の増。

10款教育費、4ページにわたり、1項から3項及び5項で6,113万4,000円の減。

4ページをお開きください。

歳出合計で53億9,600万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ355億4,540万円とするものです。

5ページにお進みください。

第2表、債務負担行為補正で、6ページにわたり15件を追加するものです。

この後、別の議案として提出させていただいておりますが、全て令和6年度で指定管理期間が満了する公の施設について、翌年度以降も引き続き指定管理を予定するに当たり必要となる指定管理委託料の債務負担行為となります。

1段目の中春別ふれあいセンターから、最下段の床丹会館までは、債務負担行為の期間

を令和7年度から令和9年度までの3年間。

6ページをお開きください。

1段目、別海町交流館から3段目の野付半島ネイチャーセンターまでは、令和7年度から令和11年度までの5年間とするものです。

1件ごとの読み上げは省略いたしますが、それぞれ限度額を設定するものです。

次に、第3表、地方債補正で9件の変更と、1件の廃止です。

初めに、変更についてですが、変更9件については、いずれも支出見込額精査に伴う借入限度額の増または減となりますので、1件ごとの説明は省略させていただきます。

7ページにお進みください。

続いて、廃止についてですが、ニシン種苗生産センター改修事業は、施設改修費が多額となることから、まずは施設に係る方向性をしっかりと定めることとし、今年度は、最低限の補修工事に内容を変更したことにより、起債の対象となくなることから、廃止するものです。

一番下段、合計になりますが、補正前の限度額12億7,660万4,000円から1億1,150万円を減額し、補正後の限度額を11億6,510万4,000円とするものです。

続いて9ページから47ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書になりますが、説明につきましては全て省略させていただきます。

以上で議案第69号一般会計補正予算（第4号）の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第70号令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○保健生活部次長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部次長。

○保健生活部次長（谷村将志君） 議案第70号の内容説明をいたします。

別冊の令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度別海町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億1,110万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

2ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

初めに、歳入です。

3款財産収入、1項で5万8,000円の増。

4款繰入金、1項と2項で45万9,000円の減。

5款繰越金、1項で120万1,000円の増。

歳入合計で80万円の追加です。

続いて、下段歳出です。

1 款総務費、1 項で5 4 万2, 0 0 0 円の増。

4 款保健事業費、1 項で2 0 万円の増。

5 款基金積立金、1 項で5 万8, 0 0 0 円の増。

歳出合計で8 0 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ2 5 億1, 1 1 0 万円とするものです。

次の3 ページから8 ページまでの歳入歳出予算補正事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第7 0 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第7 1 号令和6 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2 号）の説明を求めます。

○老人保健施設事務長（渡辺久利君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 老人保健施設事務長。

○老人保健施設事務長（渡辺久利君） はい。

議案第7 1 号の内容について説明いたします。

別冊の令和6 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算書1 ページをお開きください。

令和6 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2 号）。

令和6 年度別海町介護サービス事業特別会計補正予算（第2 号）は次に定めるところによる。

第1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1, 0 0 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5 億2, 8 1 0 万円とする。

第2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開きください。

第1 表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

最初に歳入です。

4 款財産収入、1 項で3 7 万1, 0 0 0 円の減。

5 款繰入金、1 項で1, 0 2 5 万5, 0 0 0 円の増。

6 款繰越金、1 項で1 1 万6, 0 0 0 円の増。

歳入合計で1, 0 0 0 万円の追加です。

次に歳出です。

1 款介護サービス事業費、1 項で1, 0 0 0 万円の増。

歳出合計で1, 0 0 0 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ5 億2, 8 1 0 万円とするものです。

3 ページから7 ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略させていただきます。

以上で議案第7 1 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） ここで、議案説明の途中ですけども、1 0 分間休憩いたします。

午前1 0 時5 7 分 休憩

午前 11 時 07 分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第 11 議案第 72 号から日程第 14 議案第 75 号

○議長（西原 浩君） それでは次に、議案第 72 号令和 6 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）の説明を求めます。

○保健生活部次長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部次長。

○保健生活部次長（谷村将志君） 議案第 72 号の内容説明をいたします。

別冊の令和 6 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

令和 6 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）。

令和 6 年度別海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 30 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 3、180 万円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

2 ページをお開きください。

第 1 表、歳入歳出予算補正です。

補正額の欄で申し上げます。

初めに、歳入です。

2 款繰入金、1 項で 40 万 7、000 円の減。

3 款繰越金、1 項で 70 万 7、000 円の増。

歳入合計で 30 万円の追加です。

続いて下段、歳出です。

1 款総務費、1 項と 2 項で 30 万円の増。

歳出合計で 30 万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2 億 3、180 万円とするものです。

次の 3 ページから 7 ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書の説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第 72 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第 73 号令和 6 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 2 号）の説明を求めます。

○病院事務課長（榎木直人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 病院事務課長。

○病院事務課長（榎木直人君） はい。

議案第 73 号の内容説明をいたします。

別冊の令和 6 年度町立別海病院事業会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

令和 6 年度町立別海病院事業会計補正予算（第 2 号）。

第1条総則、令和6年度町立別海病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

予算第2条の業務の予定量を次のとおり改める。

2項、年間患者数、1号入院4,214人減で、1万5,861人とする。

2号外来、7,398人減で6万5,912人とする。

3項、1日平均患者数、1号入院12人減で、43人とする。

2号外来31人減で、271人とする。

第3条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入の1款病院事業収益、1項と2項合わせて3,876万5,000円を減額し、合計で21億9,825万4,000円とする。

次に支出の1款、病院事業費用、1項で3,615万円を減額し、合計で24億2,060万7,000円とする。

2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,651万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金1,715万4,000円、当年度分損益勘定留保資金3,794万2,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,141万9,000円で補填するものとする。

収入の1款、資本的収入は、3項で1,273万円を減額し、合計で2億9,769万円とするものです。

次に、支出の1款資本的支出は、1項で1,157万7,000円を減額し、合計で3億7,420万5,000円とするものです。

第5条、たな卸資産の購入限度額、予算第9条に掲げるたな卸資産の購入限度額3億5,400万円を2億8,400万円に改める。

3ページから6ページの令和6年度町立別海病院事業会計補正予算実施計画及び補正予算実施計画説明書の説明は省略いたします。

7ページをお開きください。

令和6年度補正予算町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

右側下段の部分で説明いたします。

下から3行目、資金増減額の見込みで、8,136万3,000円の減額となり、最下段、資金期末残高で4,215万1,000円となる予定です。

8ページをお開きください。

令和6年度町立別海病院事業予定損益計算書です。

右下、下から3行目を御覧ください。

当年度純損失の見込み、1億5,292万5,000円となる見込みで、一番下の当年度未処理欠損金が29億4,672万円となる見込みです。

9ページの令和6年度町立別海病院事業予定貸借対照表と、10ページ、注記表の説明

は省略させていただきます。

以上で議案第73号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 次に、議案第74号令和6年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）の説明を求めます。

○建設水道部次長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部次長。

○建設水道部次長（新堀光行君） はい。

議案第74号の内容説明をさせていただきます。

別冊の令和6年度別海町水道事業会計補正予算書の1ページをお開きください。

令和6年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）。

第1条、総則。

令和6年度別海町水道事業会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1 款水道事業収益、2 項で1 2 8 万 9, 0 0 0 円を減額し、1 1 億 7 8 1 万 8, 0 0 0 円とするものです。

続いて、収益的支出です。

1 款水道事業費用、1 項で8 2 万 9, 0 0 0 円を減額し、9 億 3, 3 8 5 万 7, 0 0 0 円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、4 億 7, 4 2 2 万 9, 0 0 0 円は、減債積立金2 億 1, 8 8 8 万 6, 0 0 0 円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額5, 3 8 0 万 4, 0 0 0 円、過年度分損益勘定留保資金2 億 1 5 3 万 9, 0 0 0 円で、補填するものとする。

資本的収入です。

1 款資本的収入、1 項と3 項で1, 0 0 0 万 2, 0 0 0 円を減額し、3 億 4, 8 6 2 万円とするものです。

資本的支出です。

1 款資本的支出、1 項で1, 2 6 9 万 5, 0 0 0 円を減額し、8 億 2, 2 8 4 万 9, 0 0 0 円とするものです。

2 ページをお開きください。

第4条、企業債、予算第5条で定めた起債の限度額を次のように改める。

変更です。

起債の目的、農業水路等長寿命化事業。

限度額3, 7 1 0 万円から4 4 0 万円を減額し、3, 2 7 0 万円とするものです。

次の段の道営農村集落基盤再編整備事業、限度額9 8 0 万円から4 0 0 万円減額し、5 8 0 万円とするものです。

合計で、補正前限度額3 億 4, 6 9 0 万円から8 4 0 万円を減額し、補正後の限度額を3 億 3, 8 5 0 万円とするものです。

第5条、議会の議決を経なければ流用することができない経費。

予算第8条に定めた経費の金額を次のように改める。

第1号職員給与費、50万5,000円を減額し、6,685万6,000円とするものです。

3ページから6ページにかけての補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は省略させていただきます。

続きまして、7ページをお開き願います。

令和6年度別海町水道事業予算キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から3行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

6,210万4,000円の減額となり、最下段の資金期末残高は29億1,247万円となる予定です。

次に、8ページをお開き願います。

補正予算給与費明細書です。

1総括、上の表の下段、比較の合計欄で説明いたします。

職員数、一般職として2名の減。

給与費、給料40万7,000円の減、手当4万6,000円の減、給与費計で45万3,000円の減の予定となります。

法定福利費5万2,000円の減となり、合計で50万5,000円の減の予定となります。

以下手当の内訳から10ページまでの各項目に係る説明については省略をさせていただきます。

続きまして11ページをお開きください。

令和6年度別海町水道事業予定損益計算書です。

下から4行目を御覧ください。

当年度純利益の見込みです。

1億3,210万円となる見込みであり、最下段の当年度末処分利益剰余金は3億5,098万5,000円となる見込みです。

次の12ページの令和6年度別海町水道事業予定貸借対照表と13ページの注記表の説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第74号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 最後に、議案第75号、令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算第2号の説明を求めます。

○建設水道部次長（新堀光行君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 建設水道部次長。

○建設水道部次長（新堀光行君） はい。

議案第75号の内容説明をさせていただきます。

別冊の令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算書の1ページをお開き願います。

令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算（第2号）。

第1条総則、令和6年度別海町下水道等事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出。

予算第3条の収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収益的収入です。

1款下水道事業収益、2項で326万4,000円を減額し、6億8,213万5,000円とするものです。

続いて収益的支出です。

1款下水道事業費用、1項で696万6,000円を減額し、5億8,002万8,000円とするものです。

第3条、資本的収入及び支出。

予算第4条の資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,261万4,000円は、過年度損益勘定留保資金3,932万円、現年度損益勘定留保資金6,634万円、現年度利益剰余金4,695万4,000円で補填するものとする。

資本的収入です。

1款資本的収入、1項から3項で3,694万3,000円を減額し、1億6,701万5,000円とするものです。

資本的支出です。

1款資本的支出、1項で3,724万2,000円を減額し、3億1,962万9,000円とするものです。

続きまして2ページをお開きください。

第4条、企業債、予算第6条で定めた起債の限度額を次のように改める。

追加です。

起債の目的、農業集落排水事業。

補助事業の追加配分による増が見込まれるため追加するもので、限度額50万円とし、起債の方法、普通貸借、証書借入、利率は3%以内、ただし利率見直し方式で借入れし、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。

償還の方法、公的資金については、その融資条件により、その他の場合は債権者と協定する。

ただし、企業財政その他の都合により、繰上償還又は低利に借り換えすることができるものとするものです。

次に変更です。

特定環境保全公共下水道事業は、事業費の確定見込みによるもので、限度額6,660万円から2,110万円を減額し、4,550万円とするものです。

続いて下段の漁業集落排水事業は、事業費の追加配分に伴う増額によるもので、限度額3,900万円から340万円を増額し、4,240万円とするものです。

二つの事業とも起債の方法、利率、償還の方法については変更がありませんので、説明を省略させていただきます。

合計で、補正前限度額1億560万円から、1,720万円を減額し、補正後の限度額を8,840万円とするものです。

続きまして3ページにお進みください。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

第1号、職員給与費286万3,000円を減額し、2,403万3,000円とするもの

です。

５ページから７ページにかけての補正予算実施計画及び実施計画説明書の説明は、省略させていただきます。

続きまして８ページをお開き願います。

令和６年度別海町下水道等事業予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）です。

現金の流れを示した表になります。

下から３行目を御覧ください。

資金増減額の見込みです。

２，２８３万４，０００円の増額となり、最下段の資金期末残高は２億６５０万５，０００円となる予定です。

次に９ページにお進みください。

補正予算給与費明細書です。

１総括、上の表の下段、比較の合計欄で説明をさせていただきます。

職員数、一般職として２名の増、給与費、給料２２６万４，０００円の減、手当２５万６，０００円の減。

給与費計で２５２万円の減の予定となります。

法定福利費３４万３，０００円の減となり、合計で２８６万３，０００円の減の予定となります。

以下、手当の内訳から１１ページまでの各項目に関わる説明については省略をさせていただきます。

続きまして１２ページをお開きください。

令和６年度別海町下水道等事業予定損益計算書です。

下から３行目を御覧ください。

当年度純利益の見込みです。

９，１２７万７，０００円となる見込みであり、最下段の当年度未処分剰余金は２，２９３万２，０００円となる見込みです。

次の１３ページ、令和６年度別海町下水道等事業予定貸借対照表と１４ページから１５ページの注記表の説明は省略をさせていただきます。

以上で議案第７５号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で議案第６９号から議案第７５号までの令和６年度別海町各会計補正予算の７件についての内容説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま上程中の令和６年度別海町各会計補正予算の７件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することにしてしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第６９号から議案第７５号までの７件については、予算決算審査特別委員会に付託の上、審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま全員による予算決算審査特別委員会に付託されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 異議なしと認めます。

したがって、本会議での質疑は省略することに決定いたしました。

◎日程第15 議案第80号

○議長(西原 浩君) 日程第15 議案第76号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部次長(寺尾真太郎君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 総務部次長。

○総務部次長(寺尾真太郎君) 議案第76号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、内容説明をいたします。

本件につきましては、刑法等の一部を改正する法律が公布され、懲役及び禁錮、これらを廃止し、これに変えて拘禁刑が創設されることに伴い、本町における5本の関係条例、この改正を一括して行うために、整理に関する条例という形で改正しようとするものです。それでは改正内容の説明に入ります。

議案書では、8ページから10ページに改正文でお示ししておりますが、議案書による改正文の朗読のほうは省略させていただき、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の1ページをお開きください。

関係条例ごとの一部を改正する条例の新旧対照表で、右が改正前、左が改正後です。

1ページ、左上になりますが第1条関係は、別海町職員の給与に関する条例。

続きまして3ページ、第2条関係は、別海町法定外道路管理条例。

4ページ、第3条関係は、別海町行政不服審査会条例。

5ページ、第4条関係は、別海町個人情報の保護に関する法律施行条例。

7ページ、第5条関係は、別海町情報公開個人情報保護審査会条例となっております。

この5本の条例が今回の改正対象となり、それぞれの条例中、懲役または禁錮という用語を拘禁刑に改めようとするものです。

7ページの中段を御覧ください。

附則といたしまして、第1条では、施行期日です。

刑法等の一部を改正する法律の施行日と同様、令和7年6月1日から施行するものです。

第2条は、罰則の適用等に関する経過措置を定めるもので、第1項は、条例の施行前にした行為に対する経過措置について、そして第2項は、条例の施行後にした行為について規定しております。

8ページに進みまして、第3条は、人の資格に係る経過措置を定める内容です。

刑法の一部を改正する法律の施行前に、懲役・禁錮とされたものについて、施行後においても同様の資格とみなすための規定となります。

第4条は、別海町職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置で、今回の法及び条例の施行前に犯した死刑を除く禁錮以上の刑が定められている罪で起訴された者は、改正後の条例第16条の3第1項及び第3項の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴された者とみなすとの規定です。

これにつきましては、今回の法や、条例の施行前に起訴され、施行後に処分が決定する

場合に備えるための規定となっております。

以上で議案第 7 6 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 7 6 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 1 6 議案第 7 7 号

○議長（西原 浩君） 日程第 1 6 議案第 7 7 号別海町地域会館及び運動広場条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第 7 7 号別海町地域会館及び運動広場条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

議案の 1 1 ページをお開きください。

本条例の改正は、西春別風連会館について、近年、利用実績がほとんどなく、地域からも、今後使用する見込みがないとの申出があったことから、令和 7 年 3 月 3 1 日をもって、地域会館を用途廃止することとしたため、条例の一部を改正するものです。

議案本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料で御説明いたします。

議案資料の 9 ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表で、右側が改正前、左側が改正後となります。

別表第 1 中、右側の改正前、下線部分となりますが、名称、西春別風連会館、位置、別海町西春別 4 1 5 番地 2 0 5 を削除するものです。

最後の行になりますが、附則として、この条例は令和 7 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上で議案第 7 7 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 7 7 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 1 7 議案第 7 8 号

○議長（西原 浩君） 日程第 1 7 議案第 7 8 号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○税務課長（松田勝広君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 税務課長。

○税務課長（松田勝広君） 議案第 7 8 号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条

例の制定について、内容を説明いたします。

議案書 12 ページを御覧ください。

初めに、本条例の改正の趣旨について説明いたします。

別海町国民健康保険制度の今後の運営維持及び財源の確保のため、また、北海道国民健康保険運営方針に基づく、令和 12 年度全道統一保険税率に向けた段階的な保険税改定に伴い、令和 7 年度課税分から、所得割額の率、均等割額及び平等割額の改定を行います。

これに伴い、所得割額の率などを規定する別海町国民健康保険税条例の所要の改正を行うものです。

議案書は 12 ページから 14 ページまでとなりますが、議案本文の朗読は省略し、別冊の議案資料で説明いたします。

議案資料 10 ページを御覧ください。

10 ページから 19 ページまでが、条例新旧対照表で、右の欄が改正前、左の欄が改正後、改正箇所は下線で示しております。

20 ページにお進みください。

改正内容は、条例制定説明資料により説明いたします。

表は、左から順に区分、改正項目、改正条項、改正内容となっております。

それでは区分ごとに順次説明いたします。

区分 1、被保険者に係る基礎課税額の所得割額、第 3 条の改正です。

改正内容は、基礎課税額の所得割額の率を 100 分の 6.66 から 100 分の 8.40 に改正するものです。

区分 2、被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額、第 5 条の改正です。

改正内容は、基礎課税額の被保険者均等割額を 2 万 2,000 円から 2 万 8,000 円に改正するものです。

区分 3、被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額、第 5 条の 2 の改正です。

改正内容は、基礎課税額の世帯別平等割額を、特定世帯以外の世帯は 2 万 2,000 円から 2 万 8,000 円に、特定世帯は 1 万 1,000 円から 1 万 4,000 円に、特定継続世帯は 1 万 6,500 円から 2 万 1,000 円にそれぞれ改正するものです。

区分 4、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額、第 6 条の改正です。

改正内容は、後期高齢者支援金等課税額の所得割額の率を 100 分の 2.32 から 100 分の 2.75 に改正するものです。

21 ページにお進みください。

区分 5、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額、第 7 条の 2 の改正です。

改正内容は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額を 8,000 円から 9,000 円に改正するものです。

区分 6、被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額、第 7 条の 3 の改正です。

改正内容は、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を、特定世帯以外の世帯は 8,000 円から 9,000 円に、特定世帯は 4,000 円から 4,500 円に、特定継続世帯は 6,000 円から 6,750 円にそれぞれ改正するものです。

区分 7、介護納付金課税被保険者に係る所得割額、第 8 条の改正です。

改正内容は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額の率を、100 分の 1.81 から 1

00分の2.02に改正するものです。

区分8、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、第9条の2の改正です。

改正内容は、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額を7,000円から9,000円に改正するものです。

22ページにお進みください。

区分9、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額、第9条の3の改正です。

改正内容は、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額を5,000円から7,000円に改正するものです。

区分10、保険税の減税、第21条第1項第1号アから、次ページ中段、同号カまでの改正です。

こちらは保険税の7割軽減の額を規定する条文です。

まず、第21条第1項第1号アの改正は、基礎課税額の被保険者均等割額から減額する額を1万5,400円から1万9,600円に改正するものです。

その下段、同号イの改正は、基礎課税額の世帯別平等割額から減額する額を特定世帯以外の世帯は1万5,400円から1万9,600円に、特定世帯は7,700円から9,800円に、特定継続世帯は1万1,550円から1万4,700円にそれぞれ改正するものです。

その下段、同号ウの改正は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額から減額する額を5,600円から6,300円に改正するものです。

23ページにお進みください。

上段、第21条第1項第1号エの改正は、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額から減額する額を特定世帯以外の世帯は5,600円から6,300円に、特定世帯は2,800円から3,150円に、特定継続世帯は4,200円から4,725円にそれぞれ改正するものです。

その下段、同号オの改正は、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額から減額する額を4,900円から6,300円に改正するものです。

その下段、同号カの改正は、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額から減額する額を3,500円から4,900円に改正するものです。

区分11、保険税の減税、第21条第1項第2号アから、次ページ中段、同号カまでの改正です。

こちらは保険税の5割軽減の額を規定する条文です。

まず、第21条第1項第2号アの改正は、基礎課税額の被保険者均等割額から減額する額を1万1,000円から1万4,000円に改正するものです。

その下段、同号イの改正は、基礎課税額の世帯別平等割額から減額する額を、特定世帯以外の世帯は1万1,000円から1万4,000円に、特定世帯は5,500円から7,000円に、特定継続世帯は8,250円から1万500円にそれぞれ改正するものです。

24ページにお進みください。

上段、第21条第1項第2号ウの改正は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額から減額する額を4,000円から4,500円に改正するものです。

その下段、同号エの改正は、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額から減額する額を、特定世帯以外の世帯は4,000円から4,500円に、特定世帯は2,000円から2,250円に、特定継続世帯は3,000円から3,375円にそれぞれ改正するもので

す。

その下段、同号オの改正は、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額から減額する額を3,500円から4,500円に改正するものです。

その下段、同号カの改正は、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額から減額する額を2,500円から3,500円に改正するものです。

区分12、保険税の減額、第21条第1項第3号アから、次ページ下段、同号カまでの改正です。

こちらは保険税の2割軽減の額を規定する条文です。

まず、第21条第1項第3号アの改正は、基礎課税額の被保険者均等割額から減額する額を4,400円から5,600円に改正するものです。

25ページにお進みください。

上段、第21条第1項第3号イの改正は、基礎課税額の世帯別平等割額から減額する額を、特定世帯以外の世帯は4,400円から5,600円に、特定世帯は2,200円から2,800円に、特定継続世帯は3,300円から4,200円にそれぞれ改正するものです。

その下段、同号ウの改正は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額から減額する額を1,600円から1,800円に改正するものです。

その下段、同号エの改正は、後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額から減額する額を、特定世帯以外の世帯は1,600円から1,800円に、特定世帯は800円から900円に、特定継続世帯は1,200円から1,350円にそれぞれ改正するものです。

その下段、同号オの改正は、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額から減額する額を1,400円から1,800円に改正するものです。

その下段、同号カの改正は、介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額から減額する額を1,000円から1,400円に改正するものです。

26ページにお進みください。

区分13、保険税の減額、第21条第2項第1号の改正です。

改正内容は、基礎課税額の被保険者均等割額に係る未就学児軽減の額を、ア、7割軽減の世帯では、3,300円から4,200円に、イ、5割軽減の世帯では、5,500円から7,000円に、ウ、2割軽減の世帯では8,800円から1万1,200円に、エ、アからウ以外の世帯では、1万1,000円から1万4,000円にそれぞれ改正するものです。

区分14、保険税の減額、第21条第2項第2号の改正です。

改正内容は、後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額に係る未就学児軽減の額をア、7割軽減の世帯では、1,200円から1,350円に、イ、5割軽減の世帯では、2,000円から2,250円に、ウ、2割軽減の世帯では、3,200円から3,600円に、エ、アからウ以外の世帯では4,000円から4,500円にそれぞれ改正するものです。

最後に、19ページにお戻りください。

下段附則です。

附則第1条、施行期日につきましては、「この条例は、令和7年7月1日から施行する。」とするものです。

附則第2条、適用区分につきましては、「この条例による改正後の別海町国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。」とするものです。

以上で議案第78号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第78号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。それでは、お願いします。

○議長（西原 浩君） 中村議員、マスクを外してお願いします。

○13番（中村忠士君） はい。

はい大変失礼しました。

令和5年度のね、改定時には相当詳しい資料出されてますね。

どういうふうに変化するかと、変化っていうかどのぐらいの負担になっていくのかっていうのはかなり詳しく分かったんですが、今回それ出てないんで、お聞きをしたいと思うんですが、今回の改定の理由についてはね、冒頭、一つは財源を確保する問題、それから北海道全体で令和12年に一本化していくんだと、それに向けての準備っていうか、着々とそれに合わせていくんだっていうような説明だったんですけども、この時点で、例えば、医療分の所得割を100分の6.66から100分の8.40にするというふうに出てるわけですね。

それぞれの額も出てるということで、この時点でなぜそのそういう率、額にしなければいけないのかということ。

一つ一つについて説明聞いてたらすごい長くなると思いますので、何ていうか、全体を通じての根拠っていうかね、率、額についての根拠、この時点でそういうふうにするっていうことの、理由を1点まず、お聞きしたいっていうのが一つです。

それからですね、二つ目の質問は、先ほど言いましたけど、令和5年度の改定に向けての資料にね、沿ってですね、一つ、低所得世帯、この場合はですね、30歳代夫婦と子供1人についてのモデルケースが出ています。

それから、中間層世帯、40歳代夫、30歳代妻、子供1人、未就学児2人についてのモデルケースが出てます。

それから、影響最大世帯、60歳から64歳代の夫婦についてのモデルケースが出てるということで、どういうふうに変化するかってのは分かるんですけど、今回のこの改定によってね、今言った三つのモデルケースについて、どういうふうに負担が引き上がるのかと。

総体でいいですから、一つ一つ、医療分とか、後期高齢者分とかって言っているとまた長くなると思うんで、総体でどうなるのかっていうことを、その三つのケースについて、お聞きしたいと思います。

3点目の質問なんですよね、国保税の収納率は、改善傾向にあったんだけど、国保税引上げを行った令和5年度の収納率は96.42%で、前年度比0.08%下がってるんですね。

特に、現年課税分については、0.12%下がってるということで、これまでも高過ぎる国保税と言われていましたけれども、令和5年度の引上げでさらに、高過ぎる国保税になってしまったと。

納入がより困難になったという認識はおありですか、という点。

最後ですが、4点目の質問は、今回の税引上げは、納入する力、納入力の限度をさらに超えるものとなると思います。

負担のですね、激化、激痛を和らげるための対策は何か考えられましたかということをお聞きます。

以上4点です。

○議長（西原 浩君） はい。

それでは、回答は、昼からということで、ここで1時まで休憩いたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、13番中村議員の質疑の回答をお願いします。

○保健生活部次長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部次長。

○保健生活部次長（谷村将志君） 中村議員の御質問にお答えします。

4点質問ありましたので1点ずつお答えさせていただきます。

まず1点目の、今回改正の医療分100分の8.4の率とした理由ですが、まず、状況から申しますと、別海町の医療というのは、とてもこれまで低く推移しておりました。

全道の各自治体から見てもですね、かなり医療費というのは抑えられて運営していました。

なので、本町単年でいきますと、それほど率ではないんですけども、今回改正にもあつたとおり令和12年度の全道統一保険料というのを見据えた場合に、現在、本町に示されている率が13.68%という率を示されてます。これは保険料の率ですね。

医療分、支援分、介護納付金分、これ三つ合わせたのが、現在示されている率で13.68ぐらいはかかるんじゃないかというふうに見込まれてます。

そういった中で、今後5年間、7年度から11年度までに、この率までまず引き上げなきゃいけないというのが、課題としてございました。

ただ、その課題をクリアする前にですね、基金のほうでいきますと、令和4年度の決算で、8,000万円、令和5年度の決算では1億1,600万円取崩しということで、3年前までは3億近くあつたのが、本年度、5年度決算では1億ちょっとということで、本年度も、5,600万程度をですね、基金を取り崩す予定ではおりますけれども、そういったことで、その間に何があつたかと申しますと、物価上昇ですとか、いろいろそういった、所得の影響が大きかったところでございます。

そういった中で、今後の運営を見たときにですね、とてもちょっと所得の部分の状況を、今現状、改正しなければですね、今後の国保運営がもたないのではないかというふうな認識で、今回改正に至っております。

それですので、まず、着眼点としては、令和12年度の統一保険料もございしますが、まずは直近の運営を何とかしなきゃいけない、7年度の運営を何とか回していかなきゃいけないということで、今回その改正の部分については至ってます。

8.4とした理由ですが、今後のそういう運営状況を見据えた場合の引上げ幅について検討したところ、やはり増えているのが、事業費納付金ということで、加入者の保険給付に係る分ですね、要は自己負担以外の部分、これが大きくかかっております。

本来その事業費納付金というのは、加入者で御負担いただく部分を、これまで基金がありましたので、それを取崩しながら運用してまいりましたが、現状もうちょっと6年度です、その部分が、7年度の運営にまではちょっと厳しいといったところで、まずは着眼点としては、基金の取崩しを行わない最低ラインで運営していこうということで、今回試算をしたところ、医療費分の100分の8.4としたところでございます。

次、2番目の各世帯ごとの影響額ということでしたが、順番に申し上げます。

初めに年収200万円で、世帯構成が30代の夫婦、子供1人の3人世帯で、給与所得者1名と想定した場合、こちらの増税額が、およそ5万4,300円というふうになります。

次に年収が613万円程度で、世帯構成が40代と30代の御夫婦、子供1名、未就学児2名の5人世帯で、給与所得者2名と想定した場合で、増税額がおよそ14万4,000円となります。

また増税の影響が最も大きい世帯構成として、今回は年収が840万円の60代の夫婦、お2人世帯、給与所得者2名と想定した場合で、増税額がおよそ18万4,000円と見込んでおります。

続いて3点目です。

過去の増税により現年課税分に納付低下ということで、困難との認識があったかということですが、現状、現在のこれまでの物価上昇などの影響もありまして、このような状況下です、国保税の改正を行うということは、当然、加入者の方の御負担についてはですね、認識をしております。

過去の現年課税分の収納率においても、昨年度ですけれども、対前年度から低下しているというのが、困難ではありますけれども、こちらについては、納税相談などをですね、こちらでも御案内するなど、またお話いただくことによりによってですね、丁寧に対応させていただきたいというふうに考えております。

最後の質問で、納入力限度を超える対策ということなんですけれども、現在のところ、現行制度にもございます所得区分に応じた、軽減制度、7割、5割、2割ですけれども、こちらは7年度以降も継続されますので、こちらの一定程度の軽減が、今後も継続されて受けられるものと考えてます。

また、詳細はちょっと定かではありませんが、今後、令和12年度の全道統一保険料制度の導入が予定されてるということを考えますと、この情勢の中でですね、別に市町村で独自に、別に独自制限を導入するということですね、統一に向けての動きに反することにもなるんじゃないかというふうにちょっと懸念をしておりますので、現状を軽減制度を用いてですね、対応させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい、ありがとうございます。

幾つか確認したいことがあるんで、再質問になるんですが、一つはこの所得割、医療分の所得割8.40%というのは、将来的に、令和12年度に一本化する際には、ちょっと聞き間違いかも知れないんだけど、これが8.40が13.68に、なるという見通しなのかということを確認をしたいと思います。

それから影響額についても、三つのモデルケースについて、御回答があったんですけれ

ども、特にこれから教育費がかかっていく中間層についてはですね、負担が物すごいことになるんだなっていうふうに、改めて思いました。

令和5年度の改定で、約9万以上の負担増で、さらにそれが、14万以上の負担増ということになりますから、24万ぐらいの、この間でですね24万円も、つまり月でいうと2万円の負担増ということになるということをは分かったわけですけども、何らかの手をやっぱり打たないと、本当に大変になるなという感じがいたします。

そこで改めて聞くことなんですが、4番目の質問に対して、独自の措置というのはできないとか、やるってのは難しいという御回答でもありましたけれども、もう本当に大変なるなっていうことに対して、納税相談もしていくっていう話なんだけども、その点についてのですね、何らかの措置をとっていかなかったら本当に払い切れない状況になるんじゃないかというふうに思うんで、改めてね、その対策についてお聞きします。

○保健生活部次長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部次長。

○保健生活部次長（谷村将志君） お答えいたします。

まず1点目の医療分の率のお話ですけども、13.68というのがですね、これが医療分だけじゃなくて、後期支援分と介護納付金分の三つを合わせて、13.68というふうに、令和12年となっております。

それなので、今議員御質問の8.4に対して、12年度が何%かというふうな御質問だったと思うんですが、そちらで申しますと、8.91というのが正しい数字になるかと思えます。

2点目の影響額の中間層の負担が多いということで、何だか独自制度の部分でですね、再度というふうな御質問だったかと思うんですけども、現状、本町の国保というのがですね、要は低所得者と、要は1,000万円以上の高所得者が多くてですね、中間層が少ないという、要は極端なちょっと所得層を示してます。

そうしますと、ある程度こう、税収を確保しなきゃいけないとなるとですね、どうしても高所得のほうに寄ってしまうんですけども、ほぼほぼもう高所得の方は限度額に入ってますので、そういった意味でですね、今回の部分についてはですね、ちょっと低所得者の方には、ちょっと御負担がですね、重くなるというふうに感じてはおります。

独自制度の部分についての再度というふうなお話だったんですが、現状ちょっと軽減制度しかですね、ちょっと対応できるすべがないもんですから、今後令和12年度までですね、再度、道ともですね、いろいろ協議相談しながらですね、本町だけではございませんので、いろいろそういう相談を含めてですね、何かしらの対応策っていうのを考えていければなというふうに考えております。

現状ではちょっとありませんので、御理解いただければと思います。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 最後の質問になるんで確認をしたいと思うんですが、全体合わせて13.68%だということは分かりました。

先ほどもそういうふうにおられたんで、そこをちょっと確認をさせていただいたんですが、ということは、現在、この改定案、今出されている改定案では、トータルで13.17%になるわけですね。

そこから、令和１２年度の最高になるまでには１３．６８％と、もうすごく、７年度から１１年度にかけて物すごい上がるわけでもないんだなという感じがしたんですけども、そこから見るとですよ、もう少し、直近のこの運営を何とかしていかなければならないというのも分かるんだけど、一気にそこまで上げなくてもいいんじゃないかっていう印象を持つんですがね、どうでしょうか。

○保健生活部次長（谷村将志君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 保健生活部次長。

○保健生活部次長（谷村将志君） お答えいたします。

一気にっていう、今回の改正についてはですね、やはり今後の運営という部分で、これまでちょっと基金の部分でそこを賄ってはいたんですが、そこが賄いきれないぐらいまで、ちょっと今追い込まれているといった状況でございます。

確かに、今議員おっしゃるとおり、今回、条例改正のトータルの率となると１３．１７で間違いはないんですけども、そこまで引き上げるといのがですね、引き上げなきゃいけないというのが、やはりちょっとその基金が全くなければですね、保険給付費の補填というのを、どこから持ってくるかとなるとですね、そのすべが、今現状ない状態です。

そういった部分で、今回、国民健康保険税のですね、税率改正を、ちょっと上程させていただいた中身になりますので、ちょっと１回の上げ幅がですね、ちょっと大きいですけども、今現状の国保財政という部分を含めてですね、御理解いただければというふうに思ってます。

以上です。

○議長（西原 浩君） それではそのほか質疑ございますか。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第１８ 議案第７９号

○議長（西原 浩君） 日程第１８ 議案第７９号別海町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○福祉課長（石戸谷友絵君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉課長。

○福祉課長（石戸谷友絵君） 議案第７９号別海町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案書１５ページをお開き願います。

本条例は、町立認定こども園、幼稚園型３園のうち、中西別幼稚園において、令和６年度末をもって、同じ地域の小学校、中学校が閉校となり、今後の入園児が見込めないことから、令和７年３月３１日をもって閉園するに当たり、関係条文の整備を行おうとするものです。

改正本文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の２７ページをお開きください。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

第2条第2号の表中、改正前上から2行目の認定こども園、中西別幼稚園の項を削除するものです。

なお、附則としまして、この条例は令和7年4月1日から施行するものです。

以上で議案第79号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第79号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第19 議案第80号

○議長（西原 浩君） 日程第19 議案第80号別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○介護支援課長（高橋勇樹君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 介護支援課長。

○介護支援課長（高橋勇樹君） 議案第80号別海町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明をいたします。

議案書16ページをお開きください。

本条例の改正は、地域包括支援センターの職員配置について、人材確保が困難となっている現状を踏まえ、3職種、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の配置を原則としつつ、支援の質が担保されるよう留意した上で、柔軟な職員配置が可能となるよう、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正が行われたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

それでは、議案の内容を説明いたしますが、議案本文の朗読は省略し、改正の内容は、別冊の議案資料により説明させていただきます。

別冊議案資料の28ページから30ページまでが、本条例の新旧対照表となっておりますが、説明につきましては、31ページの改正条例制定説明資料により説明いたします。

議案資料の31ページをお開きください。

改正概要及び1の根拠法令につきましては前段で説明させていただきましたので省略いたします。

2、改正内容については大きく三つとなります。

（1）地域包括支援センターのセンター職員の員数について、第1号被保険者の数に応じて、または地域包括支援センターの運営の状況を勘案して、地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、常勤換算法によることを可能とするものです。

（2）地域包括支援センター運営協議会が認める場合には、複数の地域包括支援センターが担当する区域ごとの第1号被保険者の数を合算した数が、おおむね3,000人以上、6,000人未満ごとに配置すべき3職種の常勤職員数を、当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、それぞれ地域包括支援センターが配置基準を満たすものと

するものです。

(3) 一部引用条項の整理を行うものです。

3、改正項目については、1点目が、第4条第1項中に、先ほど、2改正内容(1)で述べました内容を追加するものです。

2点目が、第4条第2項を第3項に繰下げ、第2項として、先ほど、2改正内容(2)で述べました内容を加えるものです。

3点目が、第3条第2項及び第4条第3項表中の引用条項について整理を行うものです。

なお、本町地域包括支援センターにおいては、現在包括的支援事業に係る人材が確保確保できていない状況ではないものの、今後において確保が難しい状況となる場合に備え、条例の改正を行おうとするものです。

附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」ものです。

以上で議案第80号の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 議案第80号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第20 議案第81号

○議長(西原 浩君) 日程第20 議案第81号別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○学務・スポーツ課長(齋藤 陽君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 学務・スポーツ課長。

○学務・スポーツ課長(齋藤 陽君) 議案第81号別海町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、内容説明をいたします。

議案書の18ページをお開き願います。

本条例は、中西別小学校及び中西別中学校が令和6年度末をもって閉校し、別海中央小学校及び別海中央中学校にそれぞれ統合となることに伴い、関係条文の整備を行おうとするものです。

中西別小学校、中西別中学校につきましては、令和3年度からコミュニティースクールにおいて、学校の在り方についての協議が開始され、同じく令和3年度から中西別の教育を考える会を立ち上げるなど、学校の在り方について協議が積み重ねられておりました。

その結果、令和5年の6月に中西別地区連合会、学校運営協議会、PTAなどから連名で、統合についての要望書の提出があり、この要望を受けまして、地域と統合に向けた協議を進め、令和6年3月に開催された別海町総合教育会議での協議を経て、令和7年3月31日をもって閉校することとなったものです。

それでは、改正文の朗読は省略させていただき、別冊の議案資料により御説明いたします。

議案資料の32ページを御覧願います。

条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

表の右側が改正前、左側が改正後、下線部分が改正箇所となります。

上段の別表第1の表中、改正前、上から3番目の別海町立中西別小学校の項を削り、下段の別表第2の表中、上から3番目の別海町立中西別中学校の削るものです。

なお、附則としまして、「この条例は、令和7年4月1日から施行する。」ものです。

以上で議案第81号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第81号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第21 議案第82号

○議長（西原 浩君） 日程第21 議案第82号工事請負契約の締結について（根室中部3号主要幹線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第82号の内容説明をいたします。

議案の19ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が5,000万円を超えるため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、根室中部3号主要幹線改良舗装工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、2億2,506万円。（うち消費税及び地方消費税額2,046万円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町別海130番地の18、寺井建設株式会社、代表取締役寺井範男。

次に、本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は10月10日から10月31日までの休日を除く15日間、応募者数は5者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は11月28日、高玉建設工業株式会社、角川建設株式会社、株式会社別海、寺井建設株式会社、島影建設株式会社の5者による指名競争入札を行い、1回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は2億550万円、最低入札価格は2億460万円で、最低入札者であります本案の寺井建設株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から翌年12月19日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の33ページをお開きください。

工事の場所は図面の右側、国道243号線から中央の道道別海厚岸線と交差して、国道243号線に再び接続する計画路線中、赤色の太線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の太線で示す713.48メートルについて、車道幅員5.5メー

トルで改良舗装工事を行うものです。

資料 3 4 ページに、本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で議案第 8 2 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 8 2 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 2 2 議案第 8 3 号

○議長（西原 浩君） 日程第 2 2 議案第 8 3 号工事請負契約の締結について（中西別上風連線改良舗装工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第 8 3 号の内容を説明いたします。

議案の 2 0 ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が 5, 0 0 0 万円を超えるため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

- 1、契約の目的、中西別上風連線改良舗装工事。
- 2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、1 億 5, 7 5 2 万円。（うち消費税及び地方消費税額 1, 4 3 2 万円）。
- 4、契約の相手方、野付郡別海町別海常盤町 5 番地、高玉建設工業株式会社、代表取締役社長高玉哲朗。

次に本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は 1 0 月 1 0 日から 1 0 月 3 1 日までの休日を除く 1 5 日間、応募者数は 5 者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は 1 1 月 2 8 日、高玉建設工業株式会社、角川建設株式会社、株式会社別海、寺井建設株式会社、島影建設株式会社の 5 者による指名競争入札を行い、1 回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は 1 億 4, 5 1 0 万円、最低入札価格は 1 億 4, 3 2 0 万円で、最低入札者であります本案の高玉建設工業株式会社と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から翌年の 1 1 月 2 0 日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の 3 5 ページをお開きください。

工事の場所は、中西別市街から矢臼別演習場入り口に向かう計画路線中、赤色の太線で表示した区間となります。

工事概要ですが、赤色の太線で示す 4 2 0 メートルについて、車道幅員 5. 5 メートルで

改良舗装工事を行うものです。

資料 36 ページに、本工事に係る土工定規図を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で議案第 83 号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第 83 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第 23 議案第 84 号

○議長（西原 浩君） 日程第 23 議案第 84 号工事請負契約の締結について（新原泉井掘削工事）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第 84 号の内容説明をいたします。

議案の 21 ページをお開きください。

本案は、工事請負契約の締結に当たり、予定価格が 5,000 万円を超えるため、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

最初に議案本文を朗読いたします。

1、契約の目的、新原泉井掘削工事。

2、契約の方法、簡易公募型指名競争入札による契約。

3、契約金額、1 億 4,390 万 2,000 円。（うち消費税及び地方消費税額 1,308 万 2,000 円）。

4、契約の相手方、帯広市西 6 条南 5 丁目 3 番地 10、株式会社有賀さく泉工業、代表取締役正木謙三。

次に本案提出に至るまでの入札等の経過について御説明いたします。

公募期間は 10 月 10 日から 10 月 31 日までの休日を除く 15 日間、応募者数は 3 者で、資格審査の結果、全ての応募者が資格ありと認められました。

入札の執行は 11 月 28 日、アーストラストエンジニアリング株式会社、株式会社有賀さく泉工業、株式会社アクアジオテクノの 3 者による指名競争入札を行い、1 回目の入札で落札いたしました。

消費税及び地方消費税を除く最高入札価格は 1 億 3,800 万円、最低入札価格は 1 億 3,082 万円で、最低入札者であります本案の株式会社有賀さく泉工業と現在仮契約中であります。

なお、工期は、本契約日の翌日から翌年 8 月 29 日までを予定しております。

工事の内容につきましては、議案資料で説明いたします。

議案資料の 37 ページをお開きください。

工事箇所は図面左下、赤色に着色されたところで、掘削深度は 1,100 メートルとなります。

資料の38ページに、本工事に係るケーシングプログラムを示した図面を掲載しておりますが、詳細な内容については説明を省略させていただきます。

以上で議案第84号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第84号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

○5番（貞宗拓雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番貞宗議員。

○5番（貞宗拓雄君） 今の説明の中でですね、取りあえず、予算取るときに、仮見積りを取りましてね、町のほうの試算しましてね、約2億の予算をつけて、補正予算で決定しております。

さらに今度、本契約になりますとね、ある程度、2億を基準にして、積算すると思うんですが、今回3者ということで入札してありますが、当時、説明の中では1者しかないということで、我々の委員会の中で説明を受けてます。

本契約になりますと、実際3者出てくるってことは、仮見積りのときに、1者しかないってというのは、我々の委員会に、どのような目的でそういう言い方をしたのか。

そして、最終的には、我々の先月の委員会では10者ありましたと。

そういう説明というのはちょっと我々にしては納得いかない部門です。

それと、2億から1億4,300万まで下がるということは、普通でしたら6,000万も減額なるってことは僕はちょっと考えられないなと思うんですよ。

それで、なぜこういう状況になったかを御説明していただきたいと思います。

○議長（西原 浩君） 1回整理したいんですけど、我々の委員会ってというのは、予算決算審査特別委員会ですか、産業の委員会ですか、どちらですか。

○5番（貞宗拓雄君） それは我々産業常任委員会でそういう説明受けてますんで、あくまでも、我々は、何社ありましたかと、いうことを質問しました。

ですけども、1社しかないという結論出ました。

そういうことで、我々は納得して、予算を付けを了承したような格好になっております。

○商工観光課長（掘込美穂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（掘込美穂君） 貞宗議員の最初の質問のほうにお答えいたします。

予算を私どものほうで算出する際にですね、その根拠資料といたしまして、参考見積りを事業者から徴取いたしました。

その際に、事業者を選定するに当たってですね、私どものほうで掘削ができる事業者はどこにあるかというところをですね、検索をした際に、ちょっと検索方法にですね、誤りがありまして、1者しか出なかった状況にございました。

それで、その1者から参考見積りを徴して、またそれをもとにですね、改めて町のほうで設計を行い、積算を行った上で予算を取っております。

1者しかなかったというところの根拠というかですね、経緯については以上ですが、こちらについては産業常任委員会のほうでもですね、改めて説明をいたしまして、おわび申し上げます。

以上です。

○事業課長（佐竹和仁君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 事業課長。

○事業課長（佐竹和仁君） ただいまの2問目の質問に関しましては、私のほうからお答えいたします。

予算額に対して請負額が大幅に下回った要因という御質問かと思いますが、当初予算を取った時点におきましては、ボーリングの掘削深度をですね、最大で1,500メートルまで想定した中で予算計上を行った経過がございます。

そのあとですね、詳細な検討を行った結果ですね、今回の設計になりますが、掘削深度を1,100メートルと設定したため、掘削延長が短くなったこと、これが、予算額を大幅に下回った要因となります。

○5番（貞宗拓雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番貞宗議員。

○5番（貞宗拓雄君） 今の説明は分かりますけども、やはりですね、やっぱり常任委員会も何回か開いてますんで、確かにそれは、最初のね、仮見積りだっていうのは、試算するのに必要なんですけども、やはりそこら辺はね、やはりおたくらのほうが、職員としてね、ミスとかそういうのは認められるっていうことはちょっと考えられないんですよ、我々にすれば。

ですからあなた方が、それが仕事としてね、やっていますんで、我々にはある程度はね、明確な説明は必要だと私は思います。

さらに今1,500メートルのところの計算で約2億という見積りを出したと言いますけども、やはりある程度はやっぱり、何者か、そのときに仮見積りをとっていけば、こういう誤差は、出ないだろうと私は思うんですけども、確かに1,100メートルと1,500メートル、400メートル違います。その試算というのはかなり変わると思います。

ですけども、ある程度はその辺の誤差は、職員としてね、やるべきじゃないのかなと私は思うんですがその辺どうでしょうか。

○議長（西原 浩君） 貞宗議員に申し上げますけども、この場においては質疑で、どういう工事請負契約、今回ですね、この議案に対して、どのような手続があったですとか、そういう、今回の議案に対する質疑に徹していただきたいと。

先ほどから議員おっしゃってるのは、産業常任委員会でのやりとりの部分もありますので、それから質疑以上の質問という形になりますと、それは考え方ということでですね、この場での質疑にはそぐわないということなので、それを別の機会、これからの町の在り方ですとか、ふるさと交流館の位置づけですとか、そういう場面で、意見なり質問なりをしていただきたいと。

今日の議案に対しては、工事請負契約の経過ですとか、この議案に対する質疑の範疇で質疑を行っていただきたいと思います。

ということでよろしいですか。

○5番（貞宗拓雄君） はい。

○議長（西原 浩君） それではそのほか質疑ございますか。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

ちょっと確認なんですけど、場所ですがね、私の記憶では、場所については上のほうで。

○議長（西原 浩君） 中村議員、もう1回マスク外してほしいです。

○13番（中村忠士君） すいません。

場所については、掘削の場所については上のほうで掘削するっていうふうに聞いてたんだけど、これの図を見ると、丘の下の方に見えるんですがね。上ですか。

○議長（西原 浩君） よろしいですか。それも確認の質問でよろしいでしょうか。

○13番（中村忠士君） 場所についての確認をお願いします。

○議長（西原 浩君） それでは場所、掘削の場所の確認をしたいという御質問ですの
で。

○商工観光課長（掘込美穂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） はい、商工観光課長。

ちょっと静粛に。

○商工観光課長（掘込美穂君） 議案資料、37ページを御覧いただきたいと思います。

すいません質問のほうに御回答させていただきます。

ふるさと交流館の今回工事箇所となっているのがですね、赤い色でですね、囲まれて示されている部分になります。

こちらふるさと交流館の敷地内になっておりますので、工事箇所についてもその敷地内
の中を考えております。

ふるさと交流館の上のほうで考えております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員よろしいですか。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） それではそのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第24 議案第85号

○議長（西原 浩君） 続きまして、日程第24 議案第85号公の施設に係る指定管理
者の指定について（地域会館及び福祉施設）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） はい。

議案第85号公の施設に係る指定管理者の指定について内容説明をいたします。

議案の22ページをお開きください。

このたび提案いたします地域会館などにつきましては、令和2年度から指定管理者によ
る管理運営を実施してきましたが、本年度をもって、現在の指定期間が満了となることか
ら、指定管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の
議決を求めるものであります。

なお、指定管理者の選定に関しましては、本年10月9日開催の指定管理者選定委員会
において、本件施設利用者のほとんどが地域住民であり、管理運営も適切に行われている
ため、公募によらず、引き続き、地域町内会または運営委員会などを指定管理者として指
定すること、また、指定管理期間は3年間で適当であるとの意見をいただいたところで

す。

指定の期間は令和7年4月1日から令和10年3月31日まで。

指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、そして、指定管理者につきましては、23ページから24ページまでの別紙に記載しております。

23ページにお進みください。

施設の所在地、管理者の住所、代表者名は省略させていただき、公の施設の名称と指定管理者の名称を読み上げて説明とさせていただきます。

指定管理者に管理を行わせる公の施設、番号1番、名称、中春別ふれあいセンター、指定管理者名称、中春別町内会。

2番、中西別ふれあいセンター、中西別ふれあいセンター運営委員会。

3番、奥行会館、奥行町内会。

4番、美原会館、美原連合町内会。

5番、光進会館、光進町内会。

6番、本別会館、本別連合会。

7番、西春別地域センター、西春別地域センターみらい館管理運営委員会。

8番、本別海地域センター、本別海町内会。

9番、豊原会館、豊原連合町内会。

10番、大成地域センター、大成地域会館管理委員会。

11番、西春別運動広場、西春別運動広場管理運営委員会。

12番、床丹会館、床丹町内会。

13番、福島会館、福島地区会。

14番、福富会館、福富地区会。

15番、北栄会館、北栄町内会。

16番、恩根内会館、恩根内地区会。

24ページをお開きください。

17番、高丘会館、高丘地区会。

18番、春日会館、春日地区会。

19番、上風連東会館、上風連東部町内会。

20番、昭和会館、昭和町内会。

21番、中西別第5会館、中西別第5酪農協議会。

22番、北矢臼別会館、北矢臼別地区連合会。

23番、開南会館、開南町内会。

24番、菊水会館、菊水町内会。

25番、富岡会館、富岡町内会。

26番、泉川会館、泉川町内会。

27番、平成会館、平成町内会。

全27施設です。

以上で議案第85号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第85号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

○2番（吉田和行君） はい。

○議長（西原 浩君） 2番吉田議員。

○2番（吉田和行君） はい。

質問させていただきます。

地域会館の指定管理についてですけれども、西春別運動広場が、風連会館同様、過去2年間利用実績がない中で、今後の検討があったと思うんですけれども、今回風連会館のほうで廃止ということで先ほど議案のほうにあったと思います。

同じ過去2年間の実績がない中で、この西春別運動広場、今回指定管理ということで入っているわけですが、これは地域の意向を確認した上でこういうふうになったという認識でよろしいでしょうか。

○財政課長（角川具哉君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 財政課長。

○財政課長（角川具哉君） ただいまの質問に回答させていただきます。

たしか今年の1月の総務文教常任委員会の中で、指定管理の中で地域会館の話をしたときに、吉田議員からあるようなお話がありまして、当時ですね、令和3年と4年の実績が、西春別運動広場に関してなかった、そういうことがあって、風連会館も同じような状況がありまして、今の質問になっているかと思いますが、西春別運動広場のまず実績ですけれども、令和3年と4年はコロナ禍ということでなかったんですが、令和5年度1件ありました。

それで、前回のですね委員会を受けてそのときに、廃止についても検討すべきじゃないかという委員会からの意見もありましたので、今回の指定管理の継続に向けて、西別運動広場管理運営委員会とお話をさせていただきました。

さっき言ったコロナ禍で活用が少なかったこと、また、今後ですね、地域で話し合いながら、活用について検討していくので、指定管理を継続してほしいというですね、旨の回答がですね、あったところです。

そして今回、継続、3年間ですね、継続するというようにしております。

運動広場だけでなくほかの会館も同じような考え方なんですけれども、利用状況を確認しながら、地域とですねしっかりと話をしながら、廃止も視野に向けた検討を今後進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 吉田議員よろしいですか。

○2番（吉田和行君） はい、よろしいです。

○議長（西原 浩君） そのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第25 議案第86号

○議長（西原 浩君） 日程第25 議案第86号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町営畜牛育成牧場）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○農政課長（皆川 学君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（皆川 学君） 議案第86号公の施設に係る指定管理者の指定について、内容を説明いたします。

議案書の２５ページをお開きください。

別海町営畜牛育成牧場については、平成２４年度から指定管理者による管理運営を実施してきましたが、本年度をもって、現在の指定管理期間が満了となることから、指定管理を継続するに当たり、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定につきましては、本年１０月９日開催の指定管理者選定委員会において、育成牛の飼養管理については、専門性が要求され、利用農家のニーズに対応しながら、飼養管理を効果的かつ効率的に行う必要があるため、公募によらず、当該施設隣接地にて、保育・育成センターを運営し、飼養管理等の高い技術を有している道東あさひ農業協同組合を、引き続き指定管理者として指定することが適当であるとの意見をいただいているところです。

それでは、以下議案を朗読し、内容説明に代えさせていただきます。

第１項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、第１号、名称、別海町畜牛育成牧場、第２号、所在地、別海町中西別４４番地１１。

第２項、指定管理者、第１号、住所、別海町別海緑町１１６番地９、第２号、名称、道東あさひ農業協同組合、第３号、代表者名、代表理事組合長浦山宏一。

第３項、指定の期間、令和７年４月１日から令和１２年３月３１日までの５年間とするものです。

以上で議案第８６号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第８６号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第２６ 議案第８７号

○議長（西原 浩君） 日程第２６ 議案第８７号公の施設に係る指定管理者の指定について（別海町交流館）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○商工観光課長（掘込美穂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（掘込美穂君） 議案第８７号公の施設に係る指定管理者の指定について内容を説明します。

議案書の２６ページをお開きください。

別海町交流館については、平成１６年度から指定管理者による管理運営を行ってきましたが、本年度をもって、現在の指定管理期間が満了となることから、指定管理を継続するに当たり、地方自治法第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定については、本年１０月９日開催の指定管理者選定委員会において、交流館運営のノウハウを蓄積し、商工会活動を通じ、地域住民と様々な関わりがある別海町商工会が行うことが適当であり、施設管理も適切に行われていることから、公募によらず、別海町商工会を引き続き指定管理者とすることが適当であるとの御意見をいた

だいております。

それでは、以下議案を朗読し、内容説明に代えさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、第1号、名称、別海町交流館、第2号、所在地、別海町別海旭町67番地1。

第2項、指定管理者、第1号、住所、別海町別海旭町67番地の1、第2号、名称、別海町商工会、第3号、代表者名、会長篠田巖。

第3項、指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とするものです。

以上で議案第87号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第87号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

◎日程第27 議案第88号

○議長（西原 浩君） 日程第27 議案第88号公の施設に係る指定管理者の指定について（尾岱沼ふれあいキャンプ場）を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○商工観光課長（掘込美穂君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（掘込美穂君） 議案第88号公の施設に係る指定管理者の指定について、内容を説明します。

議案書の27ページをお開きください。

尾岱沼ふれあいキャンプ場については、平成16年度から指定管理者による管理運営を行ってきましたが、本年度をもって、現在の指定管理期間が満了となることから、指定管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定については、本年10月9日開催の指定管理者選定委員会において、キャンプ場運営のノウハウを蓄積し、他の観光関連施設の指定管理も行っている株式会社別海町観光開発公社が行うことが適当であり、施設管理も適切に行われていることから、公募によらず、株式会社別海町観光開発公社を引き続き指定管理者とすることが適当であるとの御意見をいただいております。

それでは、以下議案を朗読し、内容説明に代えさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、第1号、名称、尾岱沼ふれあいキャンプ場、第2号、所在地、別海町尾岱沼岬町66番地。

第2項、指定管理者、第1号、住所、別海町野付63番地、第2号、名称、株式会社別海町観光開発公社、第3号、代表者名、代表取締役浦山吉人。

第3項、指定の期間、令和7年4月1日から、令和12年3月31日までの5年間とするものです。

以上で議案第88号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第88号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行い

ます。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第28 議案第89号

○議長(西原 浩君) 日程第28 議案第89号公の施設に係る指定管理者の指定について(尾岱沼漁港コミュニティセンター)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○商工観光課長(掘込美穂君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 商工観光課長。

○商工観光課長(掘込美穂君) 議案第89号公の施設に係る指定管理者の指定について、内容を説明します。

議案書の28ページをお開きください。

尾岱沼漁港コミュニティセンターについては、平成16年度から指定管理者による管理運営を行ってきましたが、本年度をもって、現在の指定管理期間が満了となることから、指定管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定については、本年10月9日開催の指定管理者選定委員会において、コミュニティセンター運営のノウハウを蓄積し、他の観光関連施設の指定管理も行っている株式会社別海町観光開発公社が行うことが適当であり、施設管理も適切に行われていることから、公募によらず、株式会社別海町観光開発公社を引き続き指定管理者とすることが適当であるとの御意見をいただいております。

それでは、以下議案を朗読し、内容説明に代えさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、第1号、名称、尾岱沼漁港コミュニティセンター、第2号、所在地、別海町尾岱沼港町232番地5。

第2項、指定管理者、第1号、住所、別海町野付63番地、第2号、名称、株式会社別海町観光開発公社、第3号、代表者名、代表取締役浦山吉人。

第3項、指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とするものです。

以上で議案第89号の内容説明を終わります。

○議長(西原 浩君) 議案第89号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第29 議案第90号

○議長(西原 浩君) 日程第29 議案第90号公の施設に係る指定管理者の指定について(野付半島ネイチャーセンター)を議題といたします。

内容について説明を求めます。

○商工観光課長(掘込美穂君) はい、議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（掘込美穂君） 議案第90号公の施設に係る指定管理者の指定について、内容を説明します。

議案書の29ページをお開きください。

野付半島ネイチャーセンターについては、平成18年度から指定管理者による管理運営を行ってきましたが、本年度をもって、現在の指定管理期間が満了となることから、指定管理を継続するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者の選定については、本年10月9日開催の指定管理者選定委員会において、ネイチャーセンター運営のノウハウを蓄積し、他の観光関連施設の指定管理も行っている、株式会社別海町観光開発公社が行うことが適当であり、施設管理も適切に行われていることから、公募によらず、株式会社別海町観光開発公社を引き続き指定管理者とすることが適当であるとの御意見をいただいております。

それでは、以下議案を朗読し、内容説明に代えさせていただきます。

第1項、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地、第1号、名称、野付半島ネイチャーセンター、第2号、所在地、別海町野付63番地3。

第2項、指定管理者、第1号、住所、別海町野付63番地、第2号、名称、株式会社別海町観光開発公社、第3号、代表者名、代表取締役浦山吉人。

第3項、指定の期間、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とするものです。

以上で議案第90号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第90号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） 質疑を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時10分 休憩

午前 2時18分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第30 議案第91号

○議長（西原 浩君） 日程第30 議案第91号第7次別海町総合計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 議案第91号第7次別海町総合計画の変更について、内容を説明いたします。

議案書では30ページ、そして別冊の製本された総合計画議案資料は、資料の2となっております。

まず、今回の総合計画の変更に当たりましては、これまで、総務文教常任委員会をはじめ、課題共有会議など、多くの機会において、慎重かつ丁寧に御審議いただいたことに感謝を申し上げます。

では、議案本文を朗読いたします。

議案書30ページをお開きください。

第7次別海町総合計画の変更について。

第7次別海町総合計画を別冊のとおり変更したいので、別海町議会基本条例第27条第1号の規定により、議会の議決を求める。

それでは、変更の内容について、説明をいたします。

初めに、総合計画変更の考え方について申し上げます。

まず、総合計画の位置づけですが、総合計画は、町がまちづくりの基本指針として作成する最上位に位置づけられる計画です。

本町では、令和元年度を初年度とする第7次別海町総合計画を策定し、まちづくりの将来像の実現に向け、各種施策の推進に努めてまいりました。

次に、見直しの目的です。

総合計画は、10年間の長期的な計画となっていますが、計画の策定から5年が経過し、この間、人口の減少対策や大規模な自然災害の増加、デジタル化を初めとした技術革新、さらには、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした新たな日常への対応など、本町を取り巻く環境は大きく変化をしています。

このような中、時代の変化に対応し、引き続き、次の世代に誇りを持ってつないでいく別海町を、町民と行政が協働して築くため、これまでの計画の取組を踏まえながら、計画の見直しを行うこととしました。

また、本町では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成27年度に、別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、総合計画と整合を図りながら取組を進めてきましたが、総合戦略の取組は、総合計画で位置づけられる長期的なまちづくりの方向性と共通する考え方を持っており、より一貫的な取組や、効率的な進捗管理を図るため、総合計画と総合戦略を一体化することとして、見直しを実施しました。

次に、地方版総合戦略の対応です。

令和4年12月にデジタルの力を活用して、地方創生を加速化・深化し、デジタル田園都市国家構想を実現するため、国は、デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定しました。

これに伴い、地方自治体では、まち・ひと・しごと創生総合戦略をデジタル田園都市国家構想総合戦略に改定することが必要となりました。

本町の総合戦略は、総合計画と整合を図りながら作成したものであり、総合計画における基本計画の具体的な取組や事業等は、総合戦略の施策や事業等と、目的を同じくすることから、取組や事業を効果的かつ効率的に推進するために、第5部別海町デジタル田園都市国家構想総合戦略を創設し、第7次別海町総合計画との一体化を図っております。

以降につきましては、議案資料の2を用いて、変更の概要について説明をいたします。

議案資料2の1ページをお開きください。

こちらの資料は、総合計画の新旧対照表となっております。

左の列から改定後、中の列が改定前、右列が備考、下線部分が改定箇所となっておりますが、本日は左列の改定後により説明をいたします。

2 ページをお開きください。

第1部の序論です。

こちらは20ページまでとなります。

本町を取り巻く状況や課題等を考慮し、現在の状況に合わせて、表現や数値などの時点修正を行いました。

また、SDGsの目標達成への取組は、総合計画の施策の取組に合致するものであることから、SDGsで掲げられた17の目標との関連性を整理し、アイコンを設定しました。

21ページをお開きください

第2部の基本構想です。

こちらは29ページまでとなります。

こちらでは、施策の体系を一部見直ししています。

また、施策の体系と、デジタル田園都市国家総合戦略との関連表及びSDGsとの関連表を追記しております。

30ページをお開きください。

第3部の将来像の推進プランです。

34ページまでとなります。

本計画の策定時に定められた基本構想及び将来像の推進プランは、計画期間である10年間の指針となるものであるため、基本計画の変更内容と整合を図る修正のみを行っており、基本的な内容については変更しておりません。

35ページにお進みください。

第4部の基本計画です。

こちらは131ページまでとなります。

それぞれの項目について、現状、課題、施策の目的、主要施策、重要業績評価指標KPI、主要な事業で構成をしています。

非常に膨大な内容となりますので、全般的な視点での説明とさせていただきます。

現状、課題、施策の目的については、策定時から一定期間が経過し、社会情勢、生活環境などの変化に伴い、時点修正を行いつつ、全般的な内容の見直しを行いました。

主要施策については、見直しを行った、現状、課題、施策の目的を踏まえて、取組を進める施策については、必要な見直しを行っております。

重点業績評価指標KPIについては、指標や目標値の妥当性を検証した上で、新たな指標や、より適切な指標の設定、既存の指標内容の精査や、目標値の再設定などの見直しを行っております。

主要な事業については、計画期間内の主要な事業を位置づけたものであり、主要施策に連動した見直しを行っております。

132ページまでお進みください。

冒頭申し上げました第5部の別海町デジタル田園都市国家構想総合戦略です。

こちらにつきましては165ページまでとなります。

先に御説明したとおり、総合計画と一体的に推進することとして、地方版総合戦略をこの5部に位置づけております。

人口推計及び目標人口は、134ページのとおり、第2期別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略の推計を踏襲していますが、目指すべき将来目標人口を、計画最終年度である

令和10年度の1万3,070人として表現しました。

144ページにお進みください。

基本目標です。

基本目標では、中段の表にあるとおり、新たに、人口の社会増対策、社会減対策、自然増対策、自然減対策、地方創成の五つの目標を設定しました。

デジタルについては、右端にあるように、各目標で横断的に活用することとしております。

基本目標の1から4の人口増減対策に係る数値目標については、それぞれ、人口の社会増、社会減、自然増、自然減の数を掲げ、これまでの実績を分かりやすくグラフで表現しております。

また、それぞれの基本目標に対する具体的な施策は、先ほど説明した第4部の基本計画に該当する施策に、紫色の総合戦略マーク、これを付しまして、基本計画と総合戦略との関連性を表現しています。

説明の最後となりますけれども、総合計画の変更に当たりましては、令和5年6月開催の全員協議会に、見直しの対応について御報告をさせていただいた後、庁舎内検討体制を確立し、多くの団体へのヒアリング調査や、まちづくりアンケート調査を実施しつつ、総務文教常任委員会を中心に調査をいただきながら、本日、お諮りをしていることを申し添えます。

御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で議案第91号の内容説明を終わります。

○議長（西原 浩君） 議案第91号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

丁寧な説明、それから改善点もですね、多々あるというふうに私は見ているところですが、残念な部分も幾つかありましてね、それに関わっての質問をさせていただきたいと思います。

一つはパブリックコメントのことなんですけれども、7件の意見が寄せられたというふうにあるんですけど、人数、何人だったんだろうかということであります。

なかなか難しいパブリックコメントだったのではないかなというふうに思うんですけど、何かできるだけ答えやすいような工夫というのはされたのかどうかということを含めてお願いします。

それからですね、工夫の点と、2番目としては、このパブリックコメントで、広範な市民の意見が聞けたというふうに言えるのかどうかということの評価をですね、お聞きしたいと思います。

3点目の質問なんですけれども、大きな変更の一つが、基本目標6の「参画と協働で共につくるまち」がありまして、そこに「自衛隊との共生」という項目がですね、入ったということが大きい変更点かなという、変更点の一つかなというふうに思うんですが、中間年というタイミングで、今までなかった自衛隊との共生という項目をとりたてて入れなければならなかった理由ってというのは何なのかというのが3番目です。

それから、関連するんですが4番目の質問としてはですね、この自衛隊との共生の項で、自衛隊が大規模災害の対応に当たってくれるという趣旨が述べられているわけですが、自衛隊法に規定されている自衛隊の主たる任務、主たる任務ですね、法律で規定されているんですけど、この自衛隊の主たる任務に、災害対応とか災害派遣というのは含まれているかということをお聞きします。

最後の質問なんですが、関連することですが、2015年9月にですね、安倍政権下の、記憶に新しいかなと思うんですが安保関連法案採決が行われて、それまで憲法上許されないとされていた集団的自衛権の行使が可能になったと。

さらに、2022年12月の岸田内閣時の安保3文書の閣議決定後ですね。敵基地攻撃能力の保持が可能となりました。

これによって、自衛隊の性格がですね、根本的に変わりました。

聞きたいことはですね、こうした経緯による自衛隊の変用について、町当局は研究分析をした上で、この案を出しているのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（西原 浩君） 5点、休憩とる。すぐ出来ますか。

○総合政策課長（松本博史君） はい。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本博史君） 私のほうから、最初の二つの御質問についてお答えいたします。

まず一つ目のですね、パブリックコメントの意見聴取に関して人数はというお尋ねでしたが、こちらについては3名ということになってございます。

続いて二つ目のですね、パブリックコメントによって、広範な町民の意見を聞けたのかというようなお尋ねでございましたけども、自治基本条例の中でパブリックコメントはですね、一つの住民参画の手法でございまして、このほぼ最終案の段階でのパブリックコメントというのは、計画原案の修正の可能性についてですね、しっかり最後に、住民の考え方を確認したいという手続でございますので、広範な住民の意見を聴取したかということに関して言えばですね、最初の住民アンケートであるとか、また途中のですね、団体アンケートであるとか、また公式LINEで御案内をしたりだとか、情報収集の努力は一定程度行ってきたのかなというふうに考えてございます。

以上です。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） はい、総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 私のほうから4点目と5点目についてお答えさせていただきますと思います。

大規模災害のですね、係る事業が、自衛隊の主たるものに含まれているかということでしたけれども、大変申し訳ありません、今ですね、詳細なものを持っておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいというふうに思います。

また、5番目のですね、集団的自衛権に関わる御質問でございますけども、こちらにつきましては大きく国政のことかと思っておりますので、町政のですね、中で、研究をしたかと言われますと、しておりませんし、その範疇ではないというふうに判断しております。

以上です。

○議長（西原 浩君） 3番目は誰。

○総務部長（伊藤輝幸君） はい。

○議長（西原 浩君） はい、総務部長。

○総務部長（伊藤輝幸君） 申し訳ございません。

3点目についてお答えいたします。

自衛隊のですね訓練の増加や、米軍との関係の中で生じる様々な事象に対しまして、懸念や不安を感じる住民の方が、皆さんがいらっしゃることは認識をしております。

別海駐屯地や日本最大である矢臼別演習場等が所在する本町におきましては、これら、防衛関連施設が存在することに起因し、これまで様々な施策を行っております。

自衛隊との共生とはですね、有事ありきの観点ではなくて、災害対応や、町で行う避難訓練等の支援といった地域密着型の、災害など日常での平和な生活や行政執行の中で、支援をいただき、ともに支え合うという観点から、本計画に位置づけることとしております。

まさに、12月21日にも開催されます北海道防災総合訓練におきましても、自衛隊は非常にですね、大きな役割を担っていただくことになっております。

そのようなですね、観点で、これからも自衛隊との共生、そして自衛隊に関係する様々な事業の展開をですね、きちんと行政で行っていくということから、この見直しのタイミングで、自衛隊との共生を含めたものでございます。

以上です。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

一定程度の町民の声をね、拾うということで、一定程度の努力はしたという御回答で、それはそうだろうなというふうに思うんですけども、ただこの最後の段階でのパブリックコメントってのはすごい難しいなと、これだけ膨大なものについてね、さあ答えてくれるというのはなかなか難しいことなんだなと。

前回、この計画をですね、総合計画を立てるとき、5年前、6年前になるのかな。

立てるときのパブコメの回答は18件で、個人っていうか、人の人数では5人で、18件の意見があったということから見てもですね、少しやっぱり関心と呼ぶということについてはまだまだ工夫が必要だったのかなというふうな感じがします。

そこで質問なんですけど、住民アンケート等をやったということなんだけど、何ていうんですか、この住民アンケート等の声がですね、どういうふうに反映されたか、象徴的なことで結構ですんで、どういうふうに反映されたかっていうのが、1点。

それから確かに災害に関するね、出動対応ということで一生懸命おっしゃりたいんだなというふうには分かるんだけど、調べてみてください。

自衛隊法にはね、主たる自衛隊の任務に、災害対応とか災害派遣は入っていません。

入ってないんです。

ということで、そういうこともきちっと調べながらね、その説明をしていただきたいというふうに思うんですけども、そこは調べてください。

最後なんだけれども、自衛隊の変用についてね、全然知らない、なんていうんですか、我関せずということでおっしゃったけれども、こういうふうに、中間年でこれを入れるには相当のやっぱり根拠がなければいけないというふうに思いますのでね、そういう点で、この自衛隊の変用については、ちゃんと調べてから、提案するべきだったというふうに思うんですけども、再度お願いします。

○総合政策課長（松本博史君） はい。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（松本博史君） お答えいたします。

住民アンケートをですね、どのようにこの計画の見直しに反映してきたかということなんですけれども、個別個別のですね、御意見はここで御紹介しませんが、傾向的にはですね、やはり飲食店、小売店の不足であるとか、高齢化に対する交通の不便であるとか、そういった声が大きく、集められたのかなと思っております。

その上でこのアンケートの生かし方というのはですね、個別個別の御意見を、こまめに計画に刷り込ませるという作業でなくて、町民全体が、どのような考え方の傾向があるのかというのをきちんと読み解いて、それが計画にですね、ずれがないかという確認が大事でないかと思っております。

そういった意味では、各部会においてこのアンケート結果をグラフで、総合政策課の担当者が明示をしながら、都度都度、その議論の中で活用させていただいたというのは、確かにやらせていただいたことでございますので、しっかりと住民の意見が、この計画に反映されるように、手続を踏んできたと理解しております。

以上です。

○副町長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（浦山吉人君） 中村議員の後段の質問に私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

今回なぜこの中間見直しのタイミングでという御質問だったというふうに思いますけれども、実際、私どもが住んでいるこの町に、自衛隊の駐屯地が存在し、そして矢臼別演習場が所在をしているという、これは事実としてあるということです。

その状況の中でですね、それはいいことも含め、そして、もしくは住民生活にとって、非常にですね、残念なことであったり、あるいは、迷惑なことであったり、そういうことも、それぞれ起こるというふうに想定しております。

そういったものをしっかり総合的に、町として受け止めて、それによって起こりうるものに対する、どういう対策を行っていくのか、これはただ、町に対する防災協力をいただけるかという観点からだけではですね、自衛隊との共生というものを記載しているということではなく、自衛隊の駐屯地があり、矢臼別演習場が所在しているということにあって、町もそれらのことから、いろんな事業計画を組んだ中で、実施している事業もございます。

そういったものを、全く町の計画の中に位置づけずにですね、町政運営を行っていく、事業計画をしていくというのは、かえって無責任な部分もあるのではないかなというふうに私は思います。

町として考えていたところでございます。

現実としてあるものをどう受け止め、どう対処していくかということを総合的に進めていく中でも、現実の部分についてはしっかり記載をしていきたい、計画に沿って、行政もそれに沿って進めていきたいという観点の下から、今回中間見直しの中で含めさせていただいたというものでございます。

以上です。

○総務部次長（寺尾真太郎君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（寺尾真太郎君） 中村議員の２点目の質問、自衛隊のそもそもの目的は何だという自衛隊法のかかわりだったんですけど、申し訳ございません、まだ、はっきりと条文細かいところまでは記憶に、端から端まで正確にはお答えできないんですけど。

自衛隊はまず一番最初に、国を防衛するというのが主たる任務であって、必要に応じて、公共の秩序を守るために出動することができるような、そういった意味合いもあろうかと考えておりますので、そこら辺を含めて災害というものは公共の秩序に位置づくものではあろうかというような考えのもとでもあって、このような計画の中に入れさせていただいてるというふうに考えております。

以上です。

○議長（西原 浩君） １３番中村議員、よろしいですか。

○１３番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） はい、それではそのほか質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（西原 浩君） はい、ないようですので、質疑を終わります。

◎日程第３１ 同意第２号

○議長（西原 浩君） 日程第３１ 同意第２号別海町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

○町長（曾根興三君） はい。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 先ほど答弁しようかなと思ってマスク外したんですけども、終わりましたので、次の同意第２号の提案理由を御説明申し上げます。

本町の教育委員につきましては、現在４人の方を任命しているところですけども、令和７年２月１５日をもって、鈴木桃子さんが任期満了となります。

つきましては、鈴木桃子さんを教育委員に再任いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

任期につきましては、令和７年２月１６日から令和１１年２月１５日までの４年間となります。

主な経歴につきまして申し上げます。

鈴木さんは、北海道教育大学旭川校を卒業後、平成１９年に、標津町立古多糠小中学校に勤務をされまして、その後、一時御結婚、御出産のために退職されましたけれども、その後、標津の認定こども園あおぞらに勤務され、今現在は、町立の野付中学校において、スクールサポートスタッフとして勤務をされておられます。

また、地域における子育て支援活動の実践など、住みよいまちづくりを進めるための活動もされておられます。

人格、識見ともに大変有能な方で、将来を担う子供たちのために、よりよい教育行政を展開していただける方だと思っております。

御審議の上、ぜひ御同意を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（西原 浩君） 同意第２号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(西原 浩君) 質疑を終わります。

◎日程第32 報告第10号から日程第36 報告第14号まで

○議長(西原 浩君) 日程第32 報告第10号専決処分の報告について(町道上春別原野54線舗装修繕工事)、日程第33 報告第11号専決処分の報告について(町道泉川第1地区零号線改良舗装工事)、日程第34 報告第12号専決処分の報告について(町道上風連地区1号線改良舗装工事)、日程第35 報告第13号専決処分の報告について(根室中部3号主要幹線改良舗装工事)、日程第36 報告第14号専決処分の報告について(中西別上風連線改良舗装工事)の5件については、別海町議会会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めます。

なお、本件は報告のみであります。

○財政課長(角川具哉君) はい、議長。

○議長(西原 浩君) 財政課長。

○財政課長(角川具哉君) はい。

報告第10号から第14号までの5件につきましては、一括して説明させていただきます。

議案の33ページをお開きください。

報告第10号から第14号までの専決処分の報告につきましては、いずれも地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された工事請負契約に変更の必要性が生じ、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

各報告につきましては、順次、専決処分書を朗読し、説明させていただきます。

最初に、報告第10号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年9月27日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和6年6月27日、議案第46号により議決を経て締結、令和6年8月2日に専決処分した町道上春別原野54線舗装修繕工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「7,005万9,000円(うち消費税及び地方消費税額636万9,000円)」を「7,222万6,000円(うち消費税及び地方消費税額656万6,000円)」に改める。

変更の内容につきましては、本件は、一定の休日の確保が確実になった場合に、経費の補正を行う週休2日設定工事としており、一定の休日の確保が確実になったため、216万7,000円の増額となったものです。

次に報告第11号、議案34ページをお開きください。

報告第11号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年10月23日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和6年6月27日、議案第50号により議決を経て締結した、町道泉川第1地区零号線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「6,083万円（うち消費税及び地方消費税額553万円）」を「6,380万円（うち消費税及び地方消費税額580万円）」に改める。

変更の内容につきましては、本件も、一定の休日の確保が確実になった場合に、経費の補正を行う週休2日設定工事としていること、また、構造物撤去工、産業廃棄物処理工などで、当初概数としていた数量が確定したことにより、297万円の増額となったものです。

次に報告第12号、議案35ページにお進みください。

報告第12号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月20日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和6年6月27日、議案第48号により議決を経て締結した、町道上風連地区1号線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「6,325万円（うち消費税及び地方消費税額575万円）」を「6,615万4,000円（うち消費税及び地方消費税額601万4,000円）」に改める。

変更の内容につきましては、本件も、一定の休日の確保が確実になった場合に、経費の補正を行う週休2日設定工事としていること、また、産業廃棄物処理工などで当初概数としていた数量が確定したことにより、290万4,000円の増額となったものです。

次に報告第13号、議案36ページをお開きください。

報告第13号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月21日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和5年12月15日、議案第92号により議決を経て締結した、根室中部3号主要幹線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「2億2,187万円（うち消費税及び地方消費税額2,017万円）」を「2億2,385万円（うち消費税及び地方消費税額2,035万円）」に改める。

変更の内容につきましては、構造物撤去工、仮設工などで、当初概数としていた数量が確定したことにより、198万円の増額となったものです。

次に、報告第14号、議案37ページにお進みください。

報告第14号の専決処分書を朗読いたします。

専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年11月21日、別海町長曾根興三。

工事請負契約の一部変更について。

令和5年12月15日、議案第93号により議決を経て締結した、中西別上風連線改良舗装工事請負契約の一部を次のように変更する。

契約金額「１億９，９１０万円（うち消費税及び地方消費税額１，８１０万円）」を「２億９７万円（うち消費税及び地方消費税額１，８２７万円）」に改める。

変更の内容につきましては、構造物撤去工、共通仮設費などで当初概数としていた数量が確定したことにより、１８７万円の増額となったものです。

以上で、報告第１０号から第１４号までの内容説明を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日は午前１０時から一般質問を行いますので、御参集願います。

皆様、大変御苦労さまでした。

散会 午後 ２時５７分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員